

# 浦安市郷土博物館年報

第22号 令和4年度(2022)



浦安市郷土博物館

## ご挨拶

浦安市郷土博物館は、かつて漁業の町であった頃の浦安の生活文化を知ることができる体験型博物館として平成 13 年 4 月に開館して以降、市民はもとより、市外の皆様からのご利用いただいております。

令和 4 年度は、9 万人に迫る多くの方々にご来館いただき、少しずつではありますが、コロナ禍前の賑わいを取り戻すことができたように感じます。

当館の展示は、来館者が“ふるさと浦安”に親しみながら郷土学習に取り組める場となっており、かつて実際に使われていた民具や、漁師の“命”である船などに実際に触れることで、より密度の濃い体験ができるようになっています。

また、市内から古民家などを移築し、昭和 27 年頃の浦安を再現する屋外展示場を中心に、昔のくらしや遊びを体験することができ、季節ごとに展示替えや行事・イベントを展開しています。幅広い利用者層のニーズを満たせる館内外での体験事業は、ご好評をいただいております。

令和 4 年度の事業としては、毎年恒例の企画展「浦安の海苔養殖」を開催し、浦安の基幹産業であった海苔養殖について紹介しました。

博学連携事業では、「学校教育に生かせる博物館」のコンセプトのもと、引き続き「昔のくらし体験」と「海苔すき体験」を実施し、市立小学校の 3 年生と 4 年生の児童全員が体験しました。小中学生の浦安研究作品を紹介する「ふるさと浦安作品展」では、1,226 点の参加があり、うち 207 点を展示しました。

令和 3 年度から開始した「ジュニア学芸員」事業では、基礎講座に加え、新たに応用講座「スペシャルジュニア学芸員講座」を開始し、児童生徒の興味関心に合わせ、より専門的な講座を開催しました。

また、令和 3 年度からの継続事業として、「展示リニューアル事業」に取り組み、令和 4 年度は、本格的にテーマ展示室の整備に取り組みました。令和 4 年 7 月から令和 5 年 3 月末までの 9 カ月間の工事の後、令和 5 年 4 月 1 日に、無事リニューアルオープンを迎えることができました。新たな展示として、「埋立事業以降のまちの発展」についてを加えることで、郷土の歴史文化の全体像が伝えられるようになりました。

最後に、当館の運営にご協力をいただいている多くのボランティア・文化団体、関係者の方々に感謝を申し上げますとともに、地域の皆様が“ふるさと浦安”に誇りを持ち、郷土愛を育むことができる場所として、地域に根ざした身近で親しまれる博物館となれるよう、職員一同取り組んでまいります。

令和 5（2023）年 9 月

浦安市郷土博物館長

# 目次

I	設立の目的	1
II	沿革	2
III	施設の概要	5
IV	組織と運営	8
	1 組織	
	2 委員会	
V	事業の概要	13
	1 郷土博物館ボランティア「もやいの会」	
	2 文化団体	
	3 体験学習	
	4 展示	
	5 学校教育との融合	
	6 その他の事業	
VI	資料の収集・整理・活用	40
	1 資料の寄贈	
	2 資料の整理	
	3 資料の貸出・閲覧	
VII	文化財の保護・活用	50
	1 文化財の指定	
	2 県指定及び市指定有形文化財住宅の現地保存・公開	
VIII	刊行物及びミュージアムショップ	54
	1 刊行物	
	2 ミュージアムショップ	
IX	利用状況	57
	1 令和4年度 月別入館者数	
	2 年度別入館者数	
	3 団体利用数・博学連携活用数	
	4 メディア利用	
X	条例・規則	62

# I 設立の目的

かつて、浦安は漁師町として長い歴史を持っていましたが、昭和46年の漁業権全面放棄、そして海面の埋め立てにより、短期間に他に例を見ないほどの大きな変貌を遂げました。

漁師町時代の浦安の文化を後世に伝え残すため、昭和55年に給食センターの建物を転用して郷土資料館がオープンしました。しかし、資料の収蔵、展示、学習のスペースが不足していることから、資料館本来の目的を達成することが難しくなっていました。

また、漁業経験者など昔の浦安を知っている市民の高齢化も進み、貴重な資料の散逸を防ぐためにも、この機を逃すことはできない状況となり、平成3年ごろより博物館建設の気運が高まりました。

浦安市民共有の財産でもある郷土資料を収集・保存し、次の世代へ浦安の歴史・文化を伝えて新しいまちづくりの拠点となるべく、以下の4つの基本コンセプトを掲げて、平成13年4月に浦安市郷土博物館は開館しました。

## 《基本コンセプト》

- (1) 市民参加をモットーとした「すべてに開かれた博物館」  
→市民が主体の新しい博物館
  - ・博物館事業への積極的な市民参加
  - ・市民との共同研究と成果発表
  - ・市民ボランティアの活用育成
  
- (2) 体験を重視した「生きている博物館」  
→新たな市民文化の発信基地
  - ・数多い体験機会の確保
  - ・ふれあいの場の確保
  
- (3) いつきても新しい発見のある「リピーターの呼べる博物館」  
→生涯にわたって学習のできる施設
  - ・四季に応じた展示替え
  - ・人とのふれあいから生れる新発見
  - ・親子で学べるソフトの充実
  - ・企画展・講座・講習会の開催
  
- (4) 博物館も学校であると位置付け、「学校教育に生かせる博物館」  
→未来の浦安を築くエネルギー
  - ・学校教育との融合
  - ・各学年の能力に合わせたプログラムの開発
  - ・移動博物館の実施
  - ・子どもたちの調査活動への協力

## II 沿革

年	月	内容
昭和55	6	郷土資料館開館
平成3	3	社会教育課文化係で郷土博物館建設の準備が始まる 郷土博物館基本構想策定
	4	9 郷土博物館基本計画策定
	6	3 郷土博物館建設・展示実施設計
	8	4 シビックセンター構想の策定により展示変更設計
	9	1 起工式
	10	4 郷土博物館と学校教育の融合で担当指導主事の配置
		6 「仮称浦安市郷土博物館展示製作業務委託」契約（6月19日～平成11年12月28日） 「浦安市郷土博物館の学校活用検討本部」設置 「浦安市郷土博物館活用検討委員会」設置（委員長・副委員長・委員13名）
		12 仮称「浦安市郷土博物館」展示製作の一時中止を通知（平成12年3月31日まで） 浦安市議会で「仮称郷土博物館建設に関する特別委員会」開催
		2 「郷土博物館計画に関する市民委員会」開催（2月26日まで、計7回） 博物館の躯体上棟
		3 建築関係3社に、展示工事に関わる建設工事の一時中止を通知（3月6日から当分の間）
	11	6 浦安市議会で「仮称郷土博物館調査特別委員会」開催、建設推進の採決を求める動議で採決が行われ、11対9の賛成多数で建設続行が可決
	12	3 建設工事竣工・引渡
		6 博物館ボランティア「(仮称)ふれあいの会」(のちの「もやいの会」)発足
		9 「旧本澤家住宅」、「旧吉田家住宅」、「旧太田家住宅」、「内田喜一氏所有長屋」を郷土博物館内に移築
		10 展示製作物完成
	13	3 竣工式 郷土資料館閉館
		4 開館 博物館ボランティア「もやいの会」活動開始 オープニング写真展「海と暮らす」開催
		6 「子どもチャレンジ」開始 特別展「アオギスがいた海」開催
		10 入館者10万人達成 企画展「くらしの変遷－火の昔－」開催
	14	1 郷土博物館マスコットキャラクター「あっさり君」誕生（公募・選定） 企画展「のり－東京湾のノリ、その生態－」開催
		3 収蔵品展「浦安の宝はみんなの宝」開催
		6 企画展「出土遺物巡回展－房総発掘物語－」開催
		8 入館者20万人達成
		10 南行徳漁業協同組合の協力により、三番瀬にて海苔養殖試験事業の開始
		11 企画展「のり－海苔養殖の一年－」開催
		12 郷土博物館マスコットキャラクター「あっさり君」商標登録
	15	3 企画展「30年前の漁師町浦安－写真家小泉定弘の記録－」開催
		6 企画展「出土遺物巡回展－房総発掘物語－」開催 入館者30万人達成
		11 企画展「打瀬船－その材質－」開催
	16	1 企画展「のり－海苔養殖はいま…－」開催
		3 企画展「えほんの路地－そこはこどもの大宇宙－」開催
		4 学校教育支援システム・コンテンツ「郷土学習BOX」製作

年	月	内容
16	5	打瀬船の製作・進水式 入館者40万人達成
	6	千葉県指定文化財30周年記念事業「浦安のお洒落踊り」開催
	7	夏休み子どもミュージアム「『ぜね』物語ーたどろう、お金の歴史ー」開催
	12	企画展「のりーちば海苔いまむかしー」開催
17	3	入館者50万人達成
	4	「開館5周年記念式典」開催 企画展「アオギス復活!」開催
	7	千葉県北西部地区文化財発表会「温故知新」開催
	10	浦安市指定文化財30周年記念事業「浦安のお囃子」開催
	12	企画展「ピノリのノりのり大作戦ー海苔グッズ集まれ〜!ー」開催
	12	入館者60万人達成
18	3	企画展「ドキッと房総発掘」開催
	7	ミニ展示「夏景色・ドンと鳴った花火展」開催
	12	入館者70万人達成
19	1	企画展「のりー浦安の海苔養殖ー」開催
	3	企画展「浦安の三軒長屋」開催
	4	「浦安市郷土博物館活用検討委員会」を「浦安市郷土博物館活用推進委員会」へ改称。
	10	企画展「浦安今昔くらし展」開催 「浦安囃子保存会結成60周年記念公演」開催
	12	入館者80万人達成
20	1	企画展「浦安の海苔養殖」開催
	4	企画展「浦安の魚たち」開催
	11	企画展「おらんハマのゆくえー浦安・黒い水事件から50年ー」開催
21	1	企画展「浦安の海苔養殖」開催
	4	江東区中川船番所資料館合同企画展「江戸の武士と釣り文化ー釣り指南書『河羨録』の世界ー」開催
	8	入館者100万人達成
	11	企画展「浦安の海は今ー埋立ての進んだ海で生きる生物たちー」開催
	12	浦安市農業史資料調査
22	1	企画展「海苔へのおもいー家族で支えたオカとハマの大仕事ー」
	4	企画展「カニとエビの仲間たち」開催
	7	夏休み企画展「もっと知りたいふるさと浦安」開催
	9	浦安市農業史資料調査 企画展「ふるさと浦安作品展」開催
	10	名古屋博物館共催企画展「三角州上にできた2つの漁師町ー名古屋市下之一色と浦安ー」開催
23	1	企画展「のりー海苔養殖とヨシー」開催
	3	東日本大震災のため休館（3月12日～4月24日）
	4	郷土博物館の開館時間を17時まで延長 文化財住宅経年および震災調査
	6	浦安市農業史資料調査
	10	開館10周年企画展「博物館のあゆみーおかげさまで10周年ー」開催
24	5	企画展「浦安のまつり」・「懐かしい浦安の風景画」開催
	10	「三軒長屋」屋根差し茅、外便所修復工事
	11	写真展示「東京湾三番瀬に生きる」開催 収蔵品展「浦安の宝はみんなの宝Ⅱ」開催
25	1	収蔵品展「映画公開50周年記念『青べか物語』関連資料」・「三番瀬の漁撈習俗」
26	1	企画展「浦安の農業」開催
27	10	市民共催企画展「1957～1966 東葛地区（浦安・流山・松戸）児童木版画作品展」開催

年	月	内容
28	2	浦安市文化財審議会「郷土博物館の活性化について」(提言)
	10	企画展「浦安鉄鋼団地ー身近にあるが知られていない日本ー」
29	5	企画展「東京湾のイカ網漁ー浦安発祥の漁具・漁法か?!ー」
	10	写真展「漁師町浦安の風情を今に」開催 「浦安囃子保存会結成70周年記念公演」開催(共催)
	12	収蔵品管理システムの導入
30	3	伊能忠敬没後200年記念「伊能大図複製パネル」特別展示、及び新収蔵品展「測量をめぐる浦安の偉人 宇田川徳太郎ーロシアとの国境線をつくった男ー」開催
31	3	「郷土博物館展示リニューアル基本構想」策定
元	8	入館者200万人突破
	11	企画展「大塚勉写真展ー浦安に生まれてー Site 埋立地1971-2019 生成する場」開催
2	3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館(3月2日～5月31日) 「浦安市郷土博物館展示リニューアル基本設計・実施設計」策定
	5	浦安市郷土博物館ホームページ開設
3	1	新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設休止し学校授業のみ受入(1月15日～3月21日)
	4	郷土博物館開館20周年 新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館(4月28日～5月12日)
	7	浦安市郷土博物館協議会設置
	9	新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設休止し学校授業のみ受入(9月1日～30日)
	12	展示リニューアル事業着手
4	7	第1期展示リニューアル工事のためテーマ展示室閉鎖(7月4日～令和5年3月31日)
5	3	第1期展示リニューアル完了・引渡

# III 施設の概要

## (1) 建築の概要

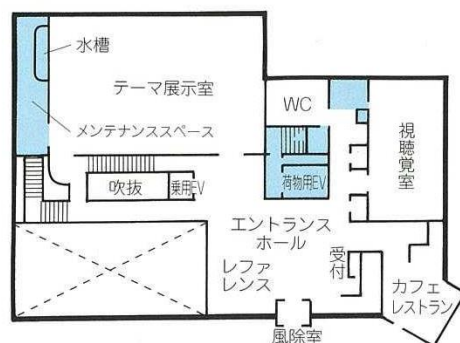
- ① 敷地面積 7,455.40 m<sup>2</sup> (健康センター用地を含む。博物館用地は3,586.78 m<sup>2</sup>)
- ② 建築面積 1,410.22 m<sup>2</sup>
- ③ 延床面積 4,917.64 m<sup>2</sup>
- ④ 階数 地上二階・地下二階
- ⑤ 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- ⑥ 高さ 13.38m

### 各階平面図

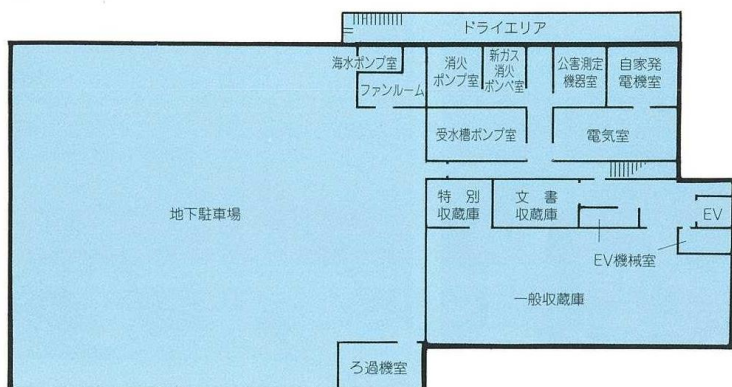
■B1



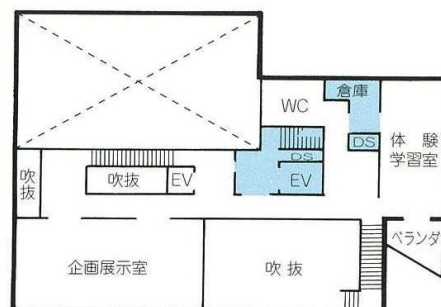
■1F



■B2



■2F



■ 管理部門



## 各室面積表

### 地下2階

部門	室名	面積 (㎡)
駐車場など	駐車場	1,321
	ファンルーム	23
	海水ポンプ室	10
	ろ過機室	43
管理部門	消火ポンプ室	35
	新ガス消化ボンベ室	27
	受水槽・ポンプ室	52
	公害測定機器室	29
	自家発電機室	50
	電気室	73
	ELV 機械室 (1・2)	29
収蔵庫	特別収蔵庫	33
	文書収蔵庫	42
	一般収蔵庫	312
	廊下等	157
	地下2階合計	2,236

### 地下1階

管理部門	事務室	62
	応接室	14
	集会室	47
	和室	14
	更衣室 (男女)	17
	シャワー室	3
	清掃員控室	10
	警備員室	5
	ボランティア室	20
収蔵整理部門	作業室	36
	トラックヤード	37
	荷解室	89
	資料整理室	39
	スタジオ	16
	暗室	7
	映像収蔵庫	48
	文献資料室	32
	一般収蔵庫 (デッキ部)	20
展示部門	船の展示室	177

部門	室名	面積 (㎡)
	廊下・便所等	329
	地下1階合計	1,033

### 1階

エントランス	風除室	9
	エントランスホール	116
	カフェレストラン	43
	ショップ	11
	厨房	17
	自販機コーナー	4
	ロッカーコーナー	4
レファレンス	視聴覚室	111
	控室	16
	レファレンス	50
展示室	テーマ展示室	280
	メンテナンススペース	44
	廊下・ホール・便所等	246
	1階合計	951

### 2階

展示室	企画展示室	189
体験学習室	体験学習室	91
	体験学習室倉庫	20
	廊下・便所等	294
	機械室	103
	2階合計	594
	延床面積	4,917

### 屋外展示場

移築民家	旧本澤家住宅 (木造2階)	70.23
	旧太田家住宅 (木造2階)	83.45
	旧吉田家住宅 (木造平屋)	39.66
	三軒長屋 (木造平屋)	41.31
展示民家	豆腐屋 (木造平屋)	37.18
	船宿 (木造2階)	61.14
	天ぷら屋 (木造平屋)	39.66
	海苔製造場 (鉄骨平屋)	12.39
	その他部分	1,012.23
	屋外展示場合計	1,397.25



浦安市郷土博物館外観

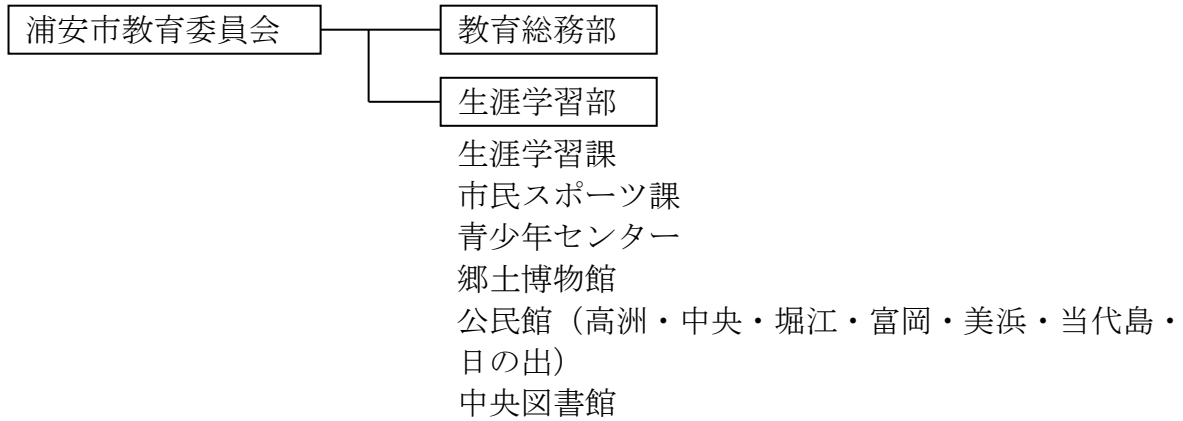


屋外展示場

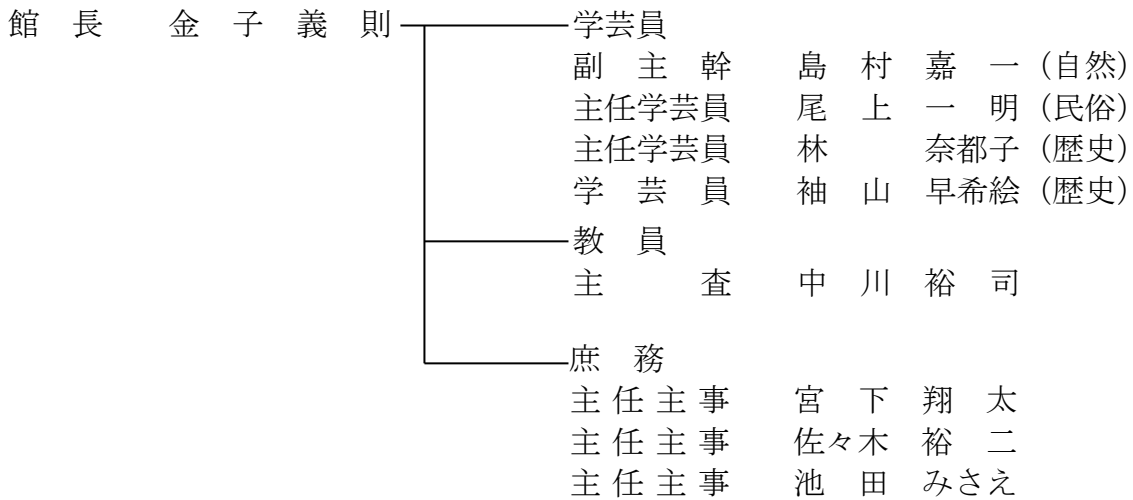
# IV 組織と運営

## 1 組織

### (1) 組織



### (2) 職員体制 (令和4年4月1日現在)



## 2 委員会

### (1) 文化財審議会

浦安市文化財審議会条例に基づき、文化財の保護及び活用に関する事項を調査審議する機関として設置しています。

委員長	菅根幸裕
副委員長	大塚三枝子
委員	穎原澄子
委員	森田信雄
委員	軍司裕昭
委員	中山高樹
委員	今井弘

### ○令和4年度に取り扱った議事等

回	日時・場所	議事等
第1回	7月26日(火) 15時～16時45分 郷土博物館視聴覚室	報告事項 (1) 本市の文化財保護の取組について (2) 史跡表示板・古民家調査報告
第2回	令和5年3月1日(水) 14時～16時 郷土博物館視聴覚室	報告事項 (1) 文化財保護の取り組み状況について (2) 市内文化財に関する状況について

(2) 郷土博物館協議会

博物館法第20条第2項に基づき、郷土博物館の運営に関し、意見を述べる機関として、令和3年度に新たに設置しました。

委員長	明保治男
副委員長	館里枝子
委員	大村洋子
委員	鈴木孝一
委員	吉野忍
委員	前田智幸
委員	男全寛子

○令和4年度に取り扱った議事等

回	日時・場所	議事等
第1回	8月9日(火) 14時～16時 郷土博物館視聴覚室	報告事項 (1) 令和3年度 郷土博物館事業報告について (2) 令和4年度 郷土博物館事業実施計画について (3) 郷土博物館展示リニューアルについて (4) 博物館法の一部改正について
第2回	令和5年3月29日(水) 14時～16時 郷土博物館視聴覚室	報告事項 (1) 令和4年度 郷土博物館事業報告について (2) 浦安市郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について 協議事項 (1) 令和5年度 郷土博物館事業実施計画(案)について

### (3) 博物館活用推進委員会

郷土博物館の基本コンセプトである「学校教育に生かせる博物館」を推進するため、浦安市郷土博物館活用推進委員会設置要綱に基づき、効果的な活用方法及び博物館活用プログラムを開発する委員会として設置しています。

#### ① 委員名簿

学校名	委員氏名	役職
見明川中学校	鈴木孝一	委員長
浦安小学校	鵜田裕	副委員長
浦安小学校	高木絢子	委員
南小学校	下川萩	委員
北部小学校	森岡舞色	委員
見明川小学校	荒川智大	委員
富岡小学校	平田匠杏	委員
美浜南小学校	川上宙	委員
東小学校	西濱美加	委員
舞浜小学校	白石早	委員
美浜北小学校	米山絵梨子	委員
日の出小学校	石丸裕也	委員
明海小学校	佐藤歩	委員
高洲小学校	島岡侑己	委員
日の出南小学校	宮下月	委員
明海南小学校	葉山結以	委員
高洲北小学校	黒田優香里	委員
東野小学校	植田達雄	委員
入船小学校	金子恵璃奈	委員
浦安中学校	御園太一	委員
堀江中学校	酒井勇樹	委員
見明川中学校	安田勝彦	委員
入船中学校	高瀬慧	委員
富岡中学校	大仲杏奈	委員
美浜中学校	佐藤啓太	委員
日の出中学校	光野岳人	委員
明海中学校	林田純	委員
高洲中学校	濱野雄一郎	委員

②会議内容

回	月 日	内 容
1	5月24日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浦安市郷土博物館活用推進委員会設置要綱について</li> <li>・令和3年度博学連携の取組について</li> <li>・令和3年度浦安市郷土博物館活用推進委員会の取組について</li> <li>・令和4年度浦安市郷土博物館活用推進委員会年間計画について</li> <li>・ふるさと浦安作品展について</li> <li>・浦安市の博学連携について ～「浦安学」の実践～</li> <li>・出張依頼簿・旅費支給調査票について</li> </ul>
2	6月24日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度 ふるさと浦安作品展について</li> <li>・夏休みもっと知りたいふるさと浦安展について</li> <li>※協議事項がないため動画配信にて実施しました</li> </ul>
3	9月30日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度「もっと知りたいふるさと浦安」及び「ふるさと浦安相談会」実施報告</li> <li>・「浦安を学ぼう」について</li> <li>・「市のうつつりかわり」に関する取り組みについて</li> <li>・浦安版「わたしたちの生活と環境」に関する取り組みについて</li> <li>・「ふるさと浦安作品展」に関する取り組みについて</li> <li>・中学校の郷土学習に関する授業研究について</li> <li>・ふるさと浦安作品展見学</li> </ul>
4	11月11日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふるさと浦安作品展」について</li> <li>・「浦安を学ぼう」について</li> </ul>
5	令和5年 2月7日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度活用推進委員会のまとめ</li> <li>・令和4年度博学連携の取組について 報告</li> <li>・令和4年度ジュニア学芸員 活動報告</li> <li>・令和4年度活用推進委員会の振り返り</li> </ul>

## V 事業の概要

### 1 郷土博物館ボランティア「もやいの会」

#### (1) ボランティア組織の発足と名称の由来について

「市民のための博物館」、「ふれあいの博物館」を運営していくため、開館と同時に博物館ボランティア組織が発足しました。当初、仮称として「ふれあいの会」と呼んでいましたが、正式に発足後会員のアンケートにより、「もやいの会」と名称を変更しました。

船に係留するため、丸太(カシ棒)にロープをつなぐことを「船をもやう」といい、その綱の結び方を「もやい結び」といいます。漁師にとって、何よりも大切な船を結ぶ綱であり、この言葉の意味をとって、人と人、ふるさと浦安と人、市民と博物館を結んでいきたいという願いを込めて、もやいの会と名づけられました。ふるさと浦安をよりよい街にしていこうという願いも込めて、博物館の様々な事業に協力しています。

#### (2) 令和4年度活動人数（令和5年3月31日現在）

延べ138人

#### (3) 活動場所

「もやいの会」会員の活動場所として、屋外展示場の「船宿」と、館内に「ボランティア室」が設けられており、来館者へ様々なサービスを行っています。

#### (4) 活動内容

各会員がそれぞれ自主的に活動を展開しています。ベカ舟乗船や昔遊び、焼玉エンジン始動、展示解説などの常時活動のほか、土日、祝日に開催している各種の体験教室の講師としても活躍しています。

また、展示替えや各種体験事業の準備、材料の取り揃えなど裏方作業も行っています。



焼玉エンジンの始動



展示解説



## 2 文化団体

博物館では、3つの無形文化財保持団体「浦安お洒落保存会」「浦安囃子保存会」「浦安細川流投網保存会」が定期的に活動しています。

練習活動を来館者にも開放することで、浦安の伝統的な無形文化財の技術を紹介するとともに、後継者の募集、育成を目指しています。

また、博物館で活動しているそのほかの団体（サークル）についても紹介します。

### (1) 浦安お洒落保存会

#### ① 設立

昭和47年（昭和49年3月19日 千葉県無形民俗文化財指定）

#### ② 設立経緯

「お洒落」は下総地方を中心に流行し、伝承されている伝統芸能で、お洒落という名称は、踊り手が綺麗に着飾っておしゃれに踊ることからそう呼ばれる様になったといわれています。

かつては盛んに行われていた芸事だったお洒落も、時代と共に後継者が減少し、この伝統を後世に残していくため昭和47年に会が発足されました。浦安のお洒落踊りの保存団体として、無形民俗文化財保存団体の認定を受けています。

#### ③ 会員数

14人（令和4年4月1日現在）

#### ④ 活動

毎週土曜日午後1時30分から3時まで、視聴覚室にて実演を兼ねた練習を行っています。（第3土曜日は非公開、第5土曜日は休み）

#### ⑤ その他の主な活動

例年、認定こども園・小中学校の「お洒落体験」指導、博物館・市主催のイベントへの出演、浦安市民謡舞踊連盟チャリティーショーへの出演などの活動を行っています。

#### 令和4年度の主な活動

- 9月 市広報誌・広報番組取材協力
- 11月 博物館「オータムフェスタ」出演
- 12月 浦安市民謡舞踊連盟チャリティーショー出演
- 「ちばの郷土芸能」出演



## (2)浦安囃子保存会

### ①設立

昭和22年（昭和50年8月18日 市無形民俗文化財指定）

### ②設立経緯

昭和21年（1946年）、戦後すぐの浦安の祭りの折、川向こうの祭囃子奏者が出演しました。その魅力に惚れ込んだ漁師仲間5人が、江戸川区の鹿骨地区の葛西囃子の伝承者からお囃子を習い、昭和22年「浦安囃子睦会」を結成し、浦安囃子が誕生しました。その後、里神楽や獅子舞も取り入れました。

浦安囃子睦会は、平成12年（2000年）より「浦安囃子保存会」と名称をかえ、活動を続けています。浦安囃子の保存団体として、無形民俗文化財保存団体の認定を受けています。

### ③会員数

23人（令和4年4月1日現在）

### ④活動

第2日曜日午後1時30分から3時まで、視聴覚室にて実演を兼ねた練習を行っています。

### ⑤その他の主な活動

例年、浦安小学校伝統文化囃子指導教室、認定こども園・小中学校の「お囃子体験」指導、博物館・市主催のイベントへの出演、浦安市民謡舞踊連盟チャリティーショーへの出演などの活動を行っています。

### 令和4年度の主な活動

- 5月・10月 博物館「里神楽」上演
- 9月 美浜南小学校出前授業
- 11月 博物館「オータムフェスタ」出演  
中央公民館まつり 出演
- 12月 浦安市民謡舞踊連盟チャリティーショー出演
- 1月 博物館「新春獅子舞」出演
- 2月 博物館「オオカンケ」出演  
入船小学校出前授業  
博物館「節分体験」出演
- 3月 博物館「ひな祭り」出演



### (3) 浦安細川流投網保存会

#### ①設立

平成7年（平成8年2月19日 市無形文化財指定）

#### ②設立経緯

浦安の投網は、江戸時代末期に肥後藩（現在の熊本県）から来た、通称「細川の政」という漁師によって伝えられたため、細川流と呼ばれています。当時、江戸の投網は「土佐打ち」という投げ方でしたが、政は肥後地方の投げ方である「すくい取り」という方法を伝えました。

昭和10年以降、投網漁は観光漁業の代表的な存在になり、投網で採れた魚をその場で料理して食べさせるというこの遊船業は東京湾の風物詩でしたが、昭和46年の漁業権全面放棄以降、多くの投網船が姿を消していくこととなり、この漁法を後世に残していくため、平成7年に会が発足されました。浦安の細川流投網の保持団体として、無形文化財保持団体の認定を受けています。

#### ③会員数

28人（令和4年4月1日現在）

#### ④活動

第1・第3日曜日午後1時30分から3時30分まで、博物館前浦安公園芝生広場や境川などで実演及び体験指導を行っています。

#### ⑤その他の主な活動

例年、博物館事業（境川乗船体験、海苔すき体験など）への協力、浦安春まつり嫁入り舟への協力、旧江戸川における投網実習などの活動を行っています。

#### 令和4年度の主な活動

- 5月 博物館「境川乗船体験」協力
- 7月 旧江戸川での投網実習
- 1月 博物館「海苔すき体験」指導
- 3月 総合体育館スポーツフェア協力



(5) その他の団体（サークル）

①サークル「朗読あおべか」

平成24年度もやいの学校「『青べか物語』朗読ボランティア養成講座」受講生の中から、講座終了後、博物館で朗読ボランティアとして活動を希望する有志を中心に、平成25年度に「朗読あおべか」を結成しました。

○活動

・天ぷら屋 定期朗読会

屋外展示場のてんぷら屋で、定期的に朗読会を行っています。

4年度は、7月17日（日）に開催しました。

・朗読発表会

年に一度、視聴覚室で朗読発表会を行っています。

4年度は、11月23日（水・祝）に開催しました。



朗読発表会の様子

②NPO法人、文化交流サポート浦安との共催事業

平成27年度より、NPO法人、文化交流サポート浦安との共催事業で、「貝がらに絵をかこう」を開催しています。

4年度は全10回開催し、278人の参加がありました。



## (6) ジュニア学芸員事業

「児童生徒の浦安への理解を深めさせ郷土愛を育む」「児童生徒のコミュニケーション能力の向上をはかる」「ジュニア学芸員の活動を通して将来にわたる博物館ボランティアを育成する」ことを目的として、令和3年度からジュニア学芸員事業を開始しました。3回の基礎講習を受講することで、ジュニア学芸員に認定され、博物館でのボランティア活動を実施することができるようになります。令和4年度は、34名のジュニア学芸員が誕生し、展示解説や昔遊びの補助、イベントスタッフなどの活動をしました。

### ① 基礎講習（ABC講習は各2回実施）

- A 講習：浦安基礎知識（自然・歴史・民俗にかかる基礎知識を修得）
- B 講習：展示解説の実践（干潟のジオラマ・刺網漁展示を使った展示解説の技術を修得）
- C 講習：昔の遊び技能実践（昔遊びの補助ができるように、支援の方法を修得）



### ② ボランティア活動

- イベント「オータムフェスタ」  
スマートボールコーナーの運営



- イベント「正月遊び」  
福笑いコーナーの運営



### ③ スペシャルジュニア学芸員講座（計2講座）

「浦安 Show Time！」（展示分野）

15名を認定しました。

夏休み企画展「もっと知りたいふるさと浦安」にて、制作した展示パネルを特設コーナーにて展示。



「ベカ舟を未来に！」（ベカ舟分野）

13名を認定しました。

認定者を対象に練習会を毎月2回実施し、技能の向上が認められれば、来館者の乗船体験を行います。現在、3名が乗船体験を行っています。



### 3 体験学習

#### (1) 休日体験

浦安に伝わる技術、芸能、風習などのすばらしさを広く市民に知らせ、郷土理解を深めるため、体験型の教室を開催しています。

例年開催している下記の事業のうち、令和4年度は、19回実施しました。

内容	実施日	講師	参加人数 (人)
貝がらに絵をかこう	5月5日(木・祝)、6月26日(日)、 7月24日(日)、9月25日(日)、 10月23日(日)、11月27日(日)、 12月25日(日)、2月26日(日)、 3月26日(日) ※そのほか、「博物館で夕涼み」 内で開催	NPO法人文化交 流サポート	225
勾玉づくり	5月3日(火・祝)・4日(水・ 祝)、8月4日(木)・5日(金)	千葉県文化財課	100
郷土料理教室	中止	—	—
お手玉・ねつけ作り	5月15日(日)、9月11日(日)	—	13
親子舟造り体験	7月9日(土)～10日(日)	もやいの会	10
お月見体験	10月2日(日)	—	19
凧づくり	12月3日(土)	ヤングドアシスト	6
海苔巻きづくり	2月4日(土)	—	11
ぼったら体験	中止	—	—
合 計			384



お手玉・ねつけ作り



勾玉づくり



海苔巻きづくり

## (2) 文化財の活用

博物館内の文化財を活用し、昔の生活体験などを行うことで、郷土学習機会の提供を行っています。

### かまどの日

普段の生活では使わないかまどを使用して簡単な調理をすることで、昔の人たちの生活の様子を理解することや、昔の道具の使い方や文化財住宅の大切さを知ることが目的として実施しました。

- 実施日：5月21日（土）、6月5日（日）、10月15日（土）、11月5日（土）  
1月15日（日）、3月5日（日）
- 参加者：延べ45人
- 中止：4月24日（日）、9月3日（土）



## (3) 昔ながらの技術にふれる

浦安の基幹産業であった海苔養殖について学ぶため、例年1月と2月に海苔すき体験を行っています。

- 実施日：1月7日（土）、2月12日（日）
- 参加者：29人



#### (4) 館外体験

野鳥・水辺の生物・街路樹などを観察し、身近な自然に触れることでふるさと浦安の環境を考える「観察会」と、浦安の伝統的な木造船を使用し櫓漕ぎ体験等を行う「境川乗船体験」を実施しています。

##### ①野鳥観察会

身近な環境の野鳥を観察し、日々の生活の中にある自然にふれ、ふるさと浦安の環境を考える機会を提供するため実施しました。(全2回)

- 実施日：10月30日（日）
- 講師：東良一氏  
(日本野鳥の会東京代表)
- 協力：浦安野鳥の会
- 参加者：6人
- 中止：4月23日（土）



##### ②干潟観察会

身近な水辺の生物や環境を観察し、日々の生活の中にある自然にふれ、ふるさと浦安の環境を考える機会を提供するため実施しました。

- 実施日：5月29日（日）
- 協力：浦安水辺の会
- 参加者：10人
- 中止：4月17日（日）



##### ③街路樹観察会

日々の我々の生活の中で、当たり前のように存在している「街路樹」にスポットを当て、「街づくり」「木の生態」「社会的背景」「環境」を知る機会を提供するため実施しました。

- 実施日：6月19日（日）、11月6日（日）
- 講師：有田 和實氏  
(樹木医・NPO法人樹の生命を守る会理事)
- 参加者：10人





#### ④境川乗船体験

浦安の伝統的な木造船を使用し、館内ではできない櫓漕ぎ体験等を行う事業です。また、境川から町並みを見ることにより、浦安の自然・環境について考察し、郷土愛を育む一助として実施しました。

○実施日：5月22日（日）、9月25日（日）

○講師：浦安細川流投網保存会  
もやいの会会員

○参加者：延べ22人



#### (5) 季節の行事

より浦安を知ってもらうために、屋外展示場「浦安のまち」を中心に、季節の行事を「もやいの会」による協力で、下記のとおり実施しました。

内 容	実施日	詳 細	参加者 (人)
春の里神楽 秋の里神楽	5月8日（日） 10月9日（日）	浦安囃子保存会による里神楽の上演。	50
大掃除体験	12月11日（日）	昔ながらの大掃除を体験。	9
オオカンケ 初午祭	2月5日（日）	冬の伝統行事オオカンケの体験と、里神楽の上演。	51
ひな祭り	2月26日（日）	五人囃子の演奏	70



大掃除体験



オオカンケ

## (6) 季節のイベント

季節ごとのイベントを実施しています。4年度は、6回実施しました。

### ① 海の日イベント

身近な自然である海を知り、興味を持ってもらうために、博物館エントランスで「三番瀬の生き物タッチプール」を行ったほか、イベントを行いました。

- 実施日：7月18日(月・祝)
- 内 容：魚釣りゲーム、タッチプール
- 協 力：浦安水辺の会
- 参加者：534人(当日入館者数)



魚釣りゲーム



三番瀬の生き物タッチプール

### ② 博物館で夕涼み

夏休みの事業として8月最後の土曜日の夜間に開催し、普段は見ることのできない夜の街並み(屋外展示場)を楽しみながら、館内で様々な催しを行いました。

- 実施日：8月20日(土)
- 内 容：ヨーヨー釣り、水鉄砲など
- 参加者：659人(当日入館者数)



ヨーヨー釣り



駄菓子屋

### ③オータムフェスタ

「文化の日を博物館で楽しもう！」をテーマに、秋にちなんだ催しを中心にイベントを行いました。

○実施日：11月3日（木・祝）

○内 容：囃子演奏、お洒落踊り上演、カレンダーづくり、ふかしいも販売など

○出 演：浦安お洒落保存会、浦安囃子保存会

○参加者：1,228人（当日入館者数）



カレンダーづくり



お洒落踊り上演

### ③新春獅子舞

お正月の行事の一つとして、浦安囃子保存会による門付け(獅子舞)及び、神楽「大黒舞」を行いました。

○実施日：1月8日（日）

○内 容：獅子舞による門付け、大黒舞

○協 力：浦安囃子保存会

○参加者：731人（当日入館者数）



獅子舞



大黒舞

#### ④正月あそびを楽しもう！

大人には昔懐かしい、子どもは普段とは違う新鮮なものとして昔ながらの正月遊びを楽しんでもらい、また、郷土学習の一環として、それぞれの昔遊びの由来や、遊び方などを知ってもらうことを目的に開催しました。

- 実施日：1月9日（月・祝）
- 内 容：はねつき、すごろく、ふくわらいなど
- 協 力：ジュニア学芸員認定者
- 参加者：525人（当日入館者数）



#### ⑥節分体験

郷土学習の一環として、伝統行事である「節分」の意味を知ってもらうことを目的に開催しました。

- 実施日：1月29日（日）
- 内 容：「鬼」と「福の神」の演舞、記念撮影
- 協 力：浦安囃子保存会
- 参加者：837人（当日入館者数）



#### (7) 公民館との共催（博公共催）事業

各公民館と共催することにより、より多くの市民に体験する機会を提供し、事業の周知をしていくため、下記のとおり各種体験事業を開催しました。

月	日	イベント名	共催館	参加者数（人）
8	24(水)	わらぞうりづくり体験	日の出公民館	6
12	15(木)	しめ縄づくり (講師：御滝花園 三好邦周氏)	日の出公民館	15
3	11(土)	わらぞうりづくり体験	堀江公民館	8

わらぞうりづくり体験



## (8) 子どもチャレンジ

博物館で、ボランティア「もやいの会」の人たちと交流しながら、昔の浦安の様子を知ったり体験したりし、ふるさと浦安についての理解や愛着を深めることを目的としています。

チャレンジカードは全部で7コースあり、1つのカードに10程度のチャレンジ項目があります。

1つのコースすべてを終了すると、認定証と「もやいの会」会員の手作りキーホルダーを記念品として渡しています。

○登録者数及び認定者数 ( )内は認定者数

コース名	H27	H28	H29	H30	R1
ちびっ子	651(19)	224(13)	278( 5)	399(4)	392(8)
初級お手玉	54( 2)	42( 1)	38( 1)	47(2)	35(2)
初級ベーゴマ	39( 0)	16( 1)	14( 0)	9(0)	25(2)
中級お手玉	0( 0)	1( 0)	0( 0)	1(0)	1(1)
中級ベカ舟	0( 0)	0( 0)	0( 0)	0(0)	1(1)
上級お手玉	0( 0)	0( 0)	0( 0)	0(0)	1(0)
上級ベーゴマ	0( 0)	0( 0)	0( 0)	0(0)	1(0)
計	744(21)	283(15)	330( 6)	456(6)	456(14)

※2～4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年間を通して休止

## (9) その他の体験

屋外展示場「浦安のまち」では、ベカ舟乗船（不定期）、昔遊び（常時）などを行うことができます。



## 4 展示

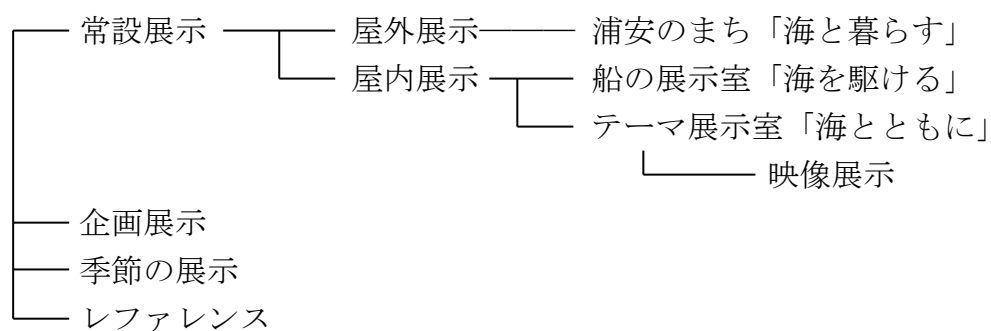
### (1) 展示の基本的な考え方

海とともに暮らした時代を歴史・民俗資料、情景再現等で紹介し、単なる懐古趣味でなく、これからの浦安と海のあり方を考える上での指針となる展示を行っています。

展示にあたっては「もの」と「ひと」のつながりを重視し、展示物は特別な資料を除き、自由に触れることができます。

### (2) 展示の構成

常設展示・企画展示、季節の展示、レファレンスを展示の柱とし、常設展示では屋外、屋内の展示を有機的に関連させ、かつて浦安が「漁師町浦安」として栄えていた頃を中心に、海とともに暮らした事象を紹介しています。展示は実物資料を基本とし、必要に応じて複製、模型、映像を用いています。



### (3) 常設展示

#### ①浦安のまち「海と暮らす」

浦安が漁師町として最も活気にあふれていた、昭和27年ごろの町並みと、生活の様子を再現展示しています。



## ②船の展示室「海を駆ける」

船には造る側、使う側にとってそれぞれの思いが詰まっています。そんな船や船を造る技術について展示しています。



## ③テーマ展示室「海とともに」

自然と共存し、海とともに生きた浦安では干潟、海、オカでの生活の特徴的な事象を中心に展示。ここでは実物やパネルで表現できない事象を映像で紹介します。

展示リニューアル工事のため、7月4日（月）～3月31日（金）まで閉鎖しました。



#### (4) 企画展示

企画展示は、館独自の企画による、特定の主題に基づいた展示を随時行います。

また、市民との共同の調査・研究の成果に基づいた展示や、関係機関と共同で特定の主題に基づいた展示を行うこともあります。

#### 冬季企画展「浦安の海苔養殖」

浦安がかつて「海苔のまち」とまで呼ばれていた時代を知り、海苔養殖に関わる作業を体験することは、ふるさと浦安を知る上で不可欠です。そのため、開館当初より「海苔」を主題に企画展を開催してきました。令和4年度も、海苔養殖について、歴史、民俗、自然などを多方面にわたって紹介しました。

○開催期間：令和5年1月4日(水)から3月5日(日)まで 51日間

○入場者数：6,612人（市内小学校4年生対象「海苔すき体験」入場者数1,339人を含む）  
1日平均129.6人



展示室全景



トピック展示 「海苔ヒビの変遷」



小4「海苔すき体験」における展示解説



### (5) 季節の展示

季節感のある飾りつけを通して浦安の風習や伝統にふれる機会を提供しています。

期 間	内 容
4月13日（水）から5月8日（日）まで	五月飾り
6月25日（土）から7月7日（木）まで	七夕飾り
8月11日（木）から8月16日（火）まで	お盆飾り
12月17日（土）から1月7日（土）まで	正月飾り
2月12日（日）から3月3日（金）まで	ひな飾り



五月飾り



七夕飾り



ひな飾り

### (6) レファレンス

展示の理解を深めるための情報を、クイズや映像ライブラリー及び図書などの資料で提供しています。



## 5 学校教育との融合

郷土博物館で行っている展示物の見学や観察、体験などの活動は、どれも生涯学習の基礎づくりのために重要となります。

人生の早い段階で歴史・文化に接することで、知的好奇心が高まり、学習への動機付け、深化が図られ、また、それらは生涯にわたって主体的に学び続ける意欲・態度・能力を高めていくこととなります。

子どもたちにとって、郷土博物館は生活・文化を見つめ直し、創造していく生涯にわたる学びの場となるため、博学連携事業の充実・強化を図っています。

### (1) 市内幼稚園・認定こども園・保育園・学校の博物館活用実績

#### ① 令和4年度の活用状況

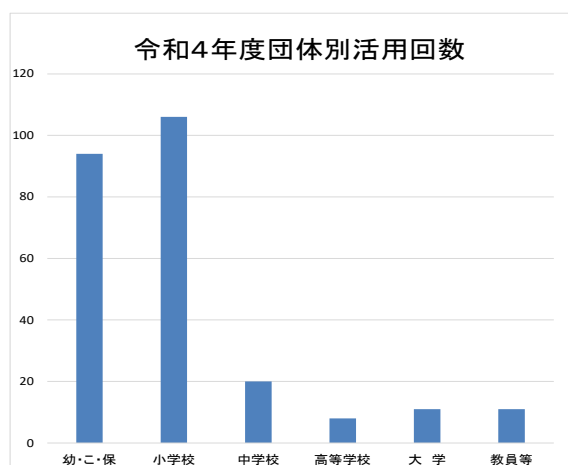
活用団体数	250
活用総人数	9,867



活用団体数は昨年度の約1.5倍、活用総人数は約1.3倍となり、コロナ禍前に戻りつつある。

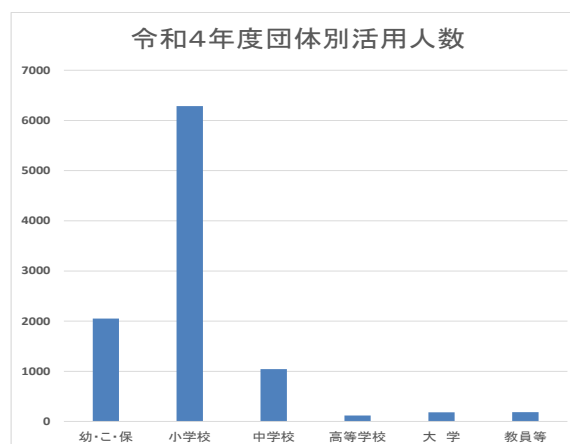
#### ② 令和4年度団体別活用回数状況

	回数	割合(%)
幼・こ・保	94	37.6
小学校	106	42.4
中学校	20	8.0
高等学校	8	3.2
大学	11	4.4
教員等	11	4.4
計	250	100



#### ③ 令和4年度団体別活用人数

	人数	割合(%)
幼・こ・保	2,051	20.8
小学校	6,285	63.7
中学校	1,043	10.6
高等学校	119	1.2
大学	182	1.8
教員等	187	1.9
計	9,867	100



④主な内容別の活用状況

	回数	人数
幼・こ・保の体験活動	94	2,051
小3 昔の暮らし体験	21	1,382
小4 海苔すき体験	20	1,339
小6 土器・石器、火おこし体験	14	1,066
小1・2 昔遊び・正月遊び	5	228
郷土の歴史・自然・伝統文化等に関する体験	13	756
中学生の職場体験	1	5
「浦安を学ぶ」授業実践	10	1,088
教員研修・事前打ち合わせ等	11	187

(2) 主な活用内容

【幼稚園・認定こども園、保育園の体験活動】

- 昔遊び・ベカ舟乗船・井戸・駄菓子屋買い物体験・水槽や干潟ジオラマ見学  
刺し網漁、貝漁学習・打瀬船、投網船体験・昔の紙芝居・文化財住宅探検・昔の道具探し・ぶんぶんゴマ、紙コプター制作

【小3 昔の暮らし体験】

- 七輪（イワシを焼いて食べる）・洗濯・ベカ舟・昔の道具調べ

【小4 海苔すき体験】

- 海苔をたたく・海苔をすく・海苔を干す・海苔養殖の歴史についての学習

【小6 土器・石器、火おこし体験】

- 舞ギリ式・弓ギリ式で火をおこす体験

【小1 昔の遊び・正月遊び体験】

- かるた・福笑い・すごろく・羽根つき・木こま

【郷土の歴史・自然・伝統文化等に関する体験・学習】

- 三番瀬の環境学習・浦安の歴史・浦安の漁業・黒い水事件と埋め立て・お囃子体験

①毎年実施しているもの

- 土器・石器、火おこし体験

6年生の社会科で歴史学習を始めるにあたり、導入として実物に触れたり、体験したりすることで興味・関心をもって取り組めるよう行っています。

火おこし体験を希望する学校には、舞ギリ式発火装置を持参し、出前授業を実施しました。また、体験活動の時間を確保するため、博物館ホームページ内の「火と人類の歴史」「舞ギリ式発火装置の使い方」についての学習動画で、事前学習を行ってもらいました。体験活動では、最初に個人で舞ギリ式発火装置の使い方を練習した後、グループで協力をしながら火おこし体験を実施しました。その結果、全員が発火装置を十分に扱うことができ、さらにほぼ全グループで火おこしに成功をしました。

また、土器・石器体験は実施せず、希望する学校へ「土器・石器」を貸し出すスタイルに変更をしました。今まで行ってきた学習をより充実させるために。歴史系学芸

員とともに作成した「土器・石器」に関する動画を博物館ホームページにて公開し、学校や家庭学習で活用できるようにしています。

#### ○昔のくらし体験

小学3年生を対象とする昔のくらし体験は、市内全17校が実施しました。

博物館には、1学級ずつ来館してもらいました。また、体験活動は、ベカ舟乗船と解説、七輪でイワシを焼いて食べる活動、洗濯板での洗たく、昔の道具調べの4つに取り組みました。新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めながら体験活動を行いました。

#### ○海苔すき体験

小学4年生の海苔すき体験は、市内全17校が実施しました。

博物館には、1学級ずつ来館してもらいました。海苔すき体験では、かつて浦安の基幹産業であった海苔養殖について学び、生海苔をたたく→すく→干すという体験を実施しました。新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めながら体験活動を行いました。出来上がった海苔は児童へ配付しました。



七輪体験



海苔すき体験

#### ②その他の活用

##### ○職場見学・体験

市内の中学生を中心にキャリア教育の一環として博物館で職場見学、職場体験を受け入れています。

本年度は、まだ新型コロナウイルス感染症の影響があり、市内1中学校の実施のみとなりました。

##### ○出張授業：郷土文化、郷土学習授業

- ・小学校の総合的な学習の時間に実施された「三番瀬環境学習」への協力をしました。学芸員による、三番瀬の解説、三番瀬に降りてのフィールドワーク等を行いました。
- ・伝統文化の体験については、小学校1校でお囃子体験を実施しました。

### ③館外貸出資料

民俗資料を学校に貸し出し、児童生徒が実物に触れて学ぶ機会を提供しています。

- ・ 漁具…貝むき包丁
- ・ 生活道具…釜、洗濯板、たらい、洗濯機、七輪 等
- ・ 遊び道具…ベーゴマ、木コマ、メンコ等
- ・ ビデオ・DVD…「浦安の海苔」等
- ・ パネル・写真…貝漁・海苔養殖・昔の暮らし等に関する写真

### ○令和4年度貸出実績

資料の種類	資料数	貸出先	内訳
CD・ビデオ等	21	全小学校	DVD「浦安の海苔」等
パネル・写真	251	小学校4校	昔の浦安の写真等
昔の道具類	154	小学校6校	たらい・洗濯板・七輪等
昔の遊び道具	12	小学校2校	正月遊び道具
その他	2	保育園1園	舞ギリ式発火装置一式
合 計	440		

### ④ふるさと浦安作品展

児童生徒が浦安についての研究をすることで、郷土を愛する気持ちを育むことを目的として、夏休み期間を中心に「ふるさと浦安」について調べ、研究した成果を発表する場となっています。また、市民が児童生徒の作品を鑑賞することで、「ふるさと浦安」について再発見する場でもあります。

	4年度	
	小学校	中学校
参加数 (点)	200	1,026
	1,226	
出品数 (点)	132	75
	207	
特別賞・奨励賞数 (点)	35	22
	57	
表彰式参加者数 (名)	8	6
	14(対象16)	
「ふるさと浦安作品展」 入場者数 (20日間)	3,701	



作品展会場の様子



特別賞受賞者の表彰式

### (3) 夏休みの自由研究支援

夏季休業中、活動の中心が学校から地域に移る子ども達のために、博物館が郷土学習の拠点となるよう、学習支援や体験事業を行っています。

#### ① 企画展「もっと知りたいふるさと浦安」

例年、前年度の「ふるさと浦安作品展」入選作品や、浦安に関する展示物を見ることで、児童生徒をはじめ、全ての市民が「ふるさと浦安」について再発見できる場を提供することを目的に開催しています。

本年度は、ジュニア学芸員による「浦安SHOW TIME (みんなに伝えたい浦安写真展)」を取り入れました。

○開催期間 7月30日(土)から8月28日(日)

○入場者数 4,456人



#### ② ふるさと浦安相談会

児童生徒が浦安について自ら調べ、学ぶことにより「ふるさと浦安」を愛する気持ちを育てることを目的として、郷土博物館活用推進委員の協力のもと、「ふるさと浦安」に関する研究に積極的に取り組むことができるよう支援を行います。

○実施期間：7月30日(土)から8月28日(日)  
内、8月2日から8月5日は  
活用推進委員による相談会

○相談者数：120名

(小学生74名・中学生46名)



#### ③ もっと知りたいふるさと浦安 鉄鋼団地を探る！

浦安の中心産業でありながら、日常の生活では知ることのない鉄鋼団地を見学し、「鉄鋼団地の成り立ち」「なぜ生活環境のそばに位置しているのか？」等について学ぶことで、郷土浦安について新しい発見をすることを目的に実施しています。

○実施日：8月2日(火)

○参加者：12名

(小学生8名・大人4名)

○協力：鉄鋼団地地理事会  
東洋鋼鐵



#### ④夏休み工作教室

「鉄を使った工作（スプーン・フックづくり）」と「木を使った工作（あさりマグネットづくり）」を実施しました。

〈鉄を使った工作〉

- 実施日：8月3日（水）
- 参加者：24人
- 講師：浦安鉄鋼団地協同組合



〈木を使った工作〉

- 実施日：8月9日（火）
- 参加者：24人



#### ⑤ふるさと浦安学芸員講座「浦安の貝を見分けよう」

海とのかかわりは映像媒体・インターネット・水族館などが主体となり、実体験をすることが少なくなっています。浦安の海や近隣地域で採集した貝殻を手に取り、形・色・模様を観察することにより、生物を見分けるコツや、個々の生態、海の環境や役割を学ぶため実施しました。

- 実施日：8月6日（土）
- 参加者：6人



## 6 その他の事業

### (1) 浦安市郷土博物館ホームページ

浦安市郷土博物館では、従来、浦安市の公式サイト内においてホームページ運営を行っていましたが、即時的な情報の更新、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休校となった小中学校の学習支援のため、市の公式ホームページとリンクする独自のホームページを設置しています。

ホームページでは、イベントのお知らせ、館の様子を発信する週刊ブログなどのほか、学習用動画の配信を行っています。

「浦安市郷土博物館ホームページ」

URL <https://assarikunn.wixsite.com/website>

ホームページQRコード



トップページ



週刊ブログ



小学生向け動画ページ



## (2) 展示リニューアル事業

平成13年に開館した浦安市郷土博物館では、当初より海とともに暮らしてきた時代を歴史・民俗資料、情景再現等で紹介し、これからの浦安と海のあり方を考える指針となる展示を行ってきました。

とくにテーマ展示室「海とともに」では、自然と共存し、海とともに生きた浦安の、干潟、海、オカ（陸）での生活の特徴的な事象を中心に展示を構成していました。

開館後、20年を経過して、郷土博物館のリニューアル事業が計画されました。テーマ展示室のリニューアルについては、これまでの漁師町時代の展示に加え、埋立事業以降の「新しいまち」の展示を充実させ、二つの時代を対比的に配置することで、まちの劇的な躍進を伝えていくことを目的としました。

### リニューアル事業の経緯

平成29年度に市の「施策・事業の総点検」を踏まえ、展示リニューアル事業の実施が決定され、平成30年度に「浦安市郷土博物館展示リニューアル基本構想」を策定しました。

令和元年度に、浦安市郷土博物館展示リニューアル基本設計・実施設計が完了、令和4年3月にテーマ展示室リニューアル着手。工事は、令和4年7月にテーマ展示室閉鎖し、着工。令和5年4月にテーマ展示室がリニューアルオープンしました。

その後、工事は継続し、令和5年7月までに、企画展示室・視聴覚室・体験学習室の照明の入れ替え、エントランス・屋外展示場豆腐屋の展示機器更新が完了。令和5年11月、船の展示室のリニューアルオープンを予定しています。

### テーマ展示室の展示構成

新たなテーマ展示室では、テーマを4つ「浦安の原風景」、「漁師町浦安」、「新しいまち浦安」、「浦安の自然」と分けて、展示構成を考えました。

「浦安の原風景」では、干潟のジオラマに映像を投影した機器を使い、かつてあった干潟の風景を再現しています。写真は、昭和30～40年代の干潟風景を集めている塚本洋三氏（元日本野鳥の会副会長）所蔵資料から紹介し、音声は、浦安のかつての干潟の録音をした蒲谷鶴彦氏の作品を使っています。



「漁師町浦安」では、市内猫実地区で採集した地層剥ぎ取り資料を使い、土地の成り立ちを紹介し、江戸時代から明治時代にかけての歴史的な流れについて史料を中心に紹介しています。また農業や漁業、海苔養殖、貝漁、流通などについては、実物資料に加えて模型や映像なども取り入れて紹介しています。



「新しいまち浦安」では、埋め立てに至る経緯を史料で紹介するほか、埋め立て工事の様子を模型と映像を使って展示しています。さらに大型スクリーンで、埋め立てから現在に至るまでの経緯を紹介し、埋め立て以降は年表形式での展示も行い、関連資料を随時見ることができるよう工夫をしています。



「浦安の自然」では、埋め立て以降の町の自然の変遷を紹介するとともに、市内で観察された植物や野鳥、干潟で生きる多彩な生き物たちを紹介しています。市内を流れる境川の生き物たちを展示し、また小型水槽、大型水槽で、境川や東京湾の魚などの生体展示を行い、人気を博しています。



撮影：フォワードストローク

## VI 資料の収集・整理・活用

### 1 資料の寄贈

表1 一次資料

直接資料(実物)。寄贈を受けた内容は下表のとおりです。(延べ139点)

	資料名	点数	備考
1	「應召員名簿」他、浦安村役場、町役場時代の資料	4箱	社会福祉課より
2	境川写真(ポジフィルム)	4	
3	50～60年前の浦安モノクロ風景写真	23	
4	投網船模型	1	
5	浦安囃子保存会帳簿(昭和29年)	1	
6	浦安囃子保存会帳簿 ノート	1	
7	けんち樽(5升)	1	
8	行商箱(小)	2	
9	昭和12年の祭りの写真	1	複写後返却
10	サンコーポ浦安管理組合だより	4	
11	サンコーポ浦安写真	5	複写後返却
12	サンコーポ浦安販売パンフレット	1式	複写後返却
13	浦安町鉄鋼通り・富岡・弁天・今川地区詳細図	1	昭和54年5月版
14	広報浦安号外(市制記念特集号)	1	
15	DVD(京葉線撮影映像)	1	
16	浦安生誕100周年記念テレフォンカードセット	1	
17	京成サンコーポ浦安 ご入居のしおり	1	
18	浦安市防災マップ	1	
19	浦安ガイドマップ	1	

	資料名	点数	備考
20	浦安の歩み	1	昭和 50 年 3 月 1 日 浦安町役場発行の冊子
21	浦安市民便利帳 等、市発行の刊行物一式	18	
22	サンコーポ浦安写真	2	複写後返却
23	浦安鉄鋼団地完成記念誌 等	2	
24	東鉄連浦安鉄鋼団地航空写真	1	昭和 55 年 2 月撮影
25	浦安市案内図 (81 浦安市制記念要覧付録)	1	
26	千葉県道路図	1	
27	新聞紙面で見える激動の昭和	1	封筒付き
28	写真集『境川の人々』	1	
29	書籍『行徳の歴史と神輿と祭り』	1	
30	ガタ	1	
31	鎌	1	
32	むき包丁 (カキむき)	1	
33	むき包丁	1	
34	サンコーポ浦安写真	49	複写後返却
35	1982 年度版 ゼンリンの住宅地図	1	
36	船模型	1	

表2 二次資料

間接資料(記録)や、一次資料に関する図書、文献等。博物館関連施設より、図書、刊行物等の寄贈を受けました。(寄贈図書=延べ180点)

	書名	点	著者	発行者
1	2021 平塚市博物館年報 No. 45	1	平塚市博物館	平塚市博物館
2	平塚市博物館研究報告 2020 年度 自然と文化 No. 45	1	平塚市博物館	平塚市博物館
3	令和3年度春季特別展 掘り起こされた平塚	1	平塚市博物館	平塚市博物館
4	よみがえる近代安房の風景 川名写真館の世界	1	館山市立博物館	館山市立博物館
5	区史研究 世田谷 第2号	1	世田谷区政策経営部政策企画課区史編さん	世田谷区政策経営部政策企画課区史編さん
6	富里市文化財保存活用地域計画	1	富里市	富里市
7	令和2年度船橋市所蔵作品展 「椿貞雄と清川コレクション」	1	船橋市教育委員会	船橋市教育委員会
8	文京ふるさと歴史館開館 30 周年記念特別展 巻物八景十境	1	文京ふるさと歴史館	文京区
9	北区飛鳥山博物館研究報告 第24号	1	北区飛鳥山博物館	東京都北区教育委員会
10	幻想の江戸	1	北区飛鳥山博物館	東京都北区教育委員会
11	鷹場の村々	1	富士見市立難波田城資料館	富士見市立難波田城資料館
12	埼玉の四大貝塚	1	富士見市立難波田城資料館	富士見市立難波田城資料館
13	「架け橋」2000～2020	1	富士見市立難波田城資料館	富士見市立難波田城資料館
14	中世武士団	1	国立歴史民俗博物館	国立歴史民俗博物館
15	研究紀要第28号	1	千葉市立郷土博物館	千葉市立郷土博物館
16	千葉氏・禅宗・東アジア—中世房総をめぐる新たな視座—	1	千葉市立郷土博物館	千葉市/千葉大学
17	市史研究いちかわ	1	市史研究いちかわ編集委員会	市川市役所文化・スポーツ部 文化施設課
18	歴史民俗研究	1	板橋区教育委員会事務局生涯学習課文化財係	板橋区教育委員会
19	千葉いまむかし	1	千葉市史編集委員会	千葉市教育委員会
20	千葉県生物多様性センター 研究報告	1	千葉県環境生活部自然保護課	千葉県環境生活部自然保護課生物多様性センター
21	社会参画の意識を高めるプロジェクト型学習	1	酒井正恵	酒井正恵
22	東京工芸大学写大ギャラリー年報 Annual Report 2021	1	写大ギャラリー運営委員会	東京工芸大学芸術学部
23	ICOM-DRMC 年次大会	1	ICOM-PRMC2021 実行委員会	ICOM-PRMC2023 実行委員会
24	東京都三多摩公立博物館協議会会報 ミュージアム多摩 No. 43	1	集合住宅歴史館/江戸東京たてももの園/たましん歴史美術館/東京都立埋蔵文化財保護センター	東京都三多摩公立博物館協議会 2021 年度会長羽村市郷土博物館
25	里見氏研究創刊号	1	里見氏研究会	里見氏研究会
26	東海テレビ放送開局 50 周年記念ドラマ 長生き競争 決定稿	1	東海テレビ	東海テレビ
27	東海テレビ放送開局 51 周年記念ドラマ 長生き競争 準備稿	1	東海テレビ	東海テレビ

	書名	点	著者	発行者
28	平成 10 年度長期研修生研究報告 問題解決能力を高める社会科学習の在り方	1	千葉大学教育学部/浦安市立日の出中学校 村田清光	千葉大学教育学部/浦安市立日の出中学校 村田清光
29	行徳保護区の植物	1	NPO 法人行徳野鳥観察舎友の会植物グループ	NPO 法人行徳野鳥観察舎友の会
30	博物館学 I	1	大塚和義	財団法人 放送大学教育振興会
31	浦安のことば	1	浦安市教育委員会	浦安市教育委員会
32	ENTA 特集 墓文化 先人たちの眠り	1	エプタ編集室	エプタ編集室
33	福岡市総合図書館研究紀要 第 22 号	1	福岡市総合図書館	福岡市総合図書館
34	成田市文化財第 53 集 旧栄町の地名	1	成田市教育委員会生涯学習課	成田市教育委員会生涯学習課
35	大原幽学記念館報告 第 8 号	1	旭市教育委員会	旭市教育委員会
36	奥井コレクションのイスラーム陶器	1	松戸市立博物館	松戸市立博物館
37	松戸市立博物館	1	松戸市立博物館	松戸市立博物館
38	船橋のいちばん暑かった時	1	船橋市教育委員会/飛ノ台史跡公園博物館	船橋市教育委員会/飛ノ台史跡公園博物館
39	第20 回縄文コンテンポラリー展 in ふなばし とびはくにもぐろう	1	船橋市教育委員会/船橋市縄文コンテンポラリー展実行委員会	船橋市教育委員会/船橋市縄文コンテンポラリー展実行委員会
40	飛ノ台史跡公園博物館紀要 2022.3 第 18 号	1	船橋市飛ノ台史跡公園博物館	船橋市飛ノ台史跡公園博物館
41	ハマの海づくり	1	海をつくる会	(株)成山堂書店
42	海洋汚染 その実態と防止策	1	松橋鐵治郎	ジロー食品海藻研究所
43	MEIKAI UNIVERSITY Journal of Hospitality and Tourism Vol16 No.1	1	Journal of Hospitality and Tourism 編集委員会	明海大学ホスピタリティツーリズム学部
44	白井市の民俗 3～衣・食・生業～ 第 15 集	1	白井市教育委員会	白井市教育委員会
45	白井市の民俗 4 白井の方言辞典 第 16 集	1	白井市教育委員会	白井市教育委員会
46	朝霞市博物館研究紀要 第 18 号	1	朝霞市博物館	朝霞市博物館
47	MUSEUM ちば 千葉県博物館協会研究 紀要 第 47 号	1	千葉県博物館協会	千葉県博物館協会
48	KOREANA 春号 Vol.29 No.1	1	韓国国際交流財団	韓国国際交流財団
49	印西の歴史 第 13 号 令和 4 年 3 月	1	印西市史編纂委員会	印西市木下交流の杜歴史資料センター
50	野田市史研究 第 32 号 2022	1	野田市史編纂委員会	野田市
51	千葉文華 第 46 号	1	千葉県文化財保護協会	千葉県文化財保護協会
52	特別展 常州江戸崎不動院天海ここに 顕現す!	1	稲敷市立歴史民俗博物館	稲敷市立歴史民俗博物館
53	稲敷市立歴史民俗資料館館報 第 16 号	1	稲敷市立歴史民俗博物館	稲敷市立歴史民俗博物館
54	横須賀市博物館研究報告 (自然科学) 第 69 号	1	横須賀市自然・人文博物館	横須賀市自然・人文博物館
55	横須賀市博物館資料集 第 46 号	1	横須賀市自然・人文博物館	横須賀市自然・人文博物館
56	横須賀市博物館研究報告 (人文科学) 第 66 号	1	横須賀市自然・人文博物館	横須賀市自然・人文博物館
57	特別展展示解説書 17 足跡化石から 探る太古の世界 恐竜からナウマンゾウまで	1	横須賀市自然・人文博物館	横須賀市自然・人文博物館

	書名	点	著者	発行者
58	港区立郷土歴史館 館報 2 令和 2 (2020)年度	1	港区郷土歴史館	港区郷土歴史館
59	研究紀要 第 4 号	1	印西市印場歴史民俗資料館	印西市印場歴史民俗資料館
60	神戸市立博物館 研究紀要 第 37 号	1	神戸市立博物館	神戸市立博物館
61	神戸市立博物館 館蔵品目録 考古・歴史の部 37	1	神戸市立博物館	神戸市立博物館
62	成田市史研究 第四六号	1	成田市教育委員会	成田市教育委員会
63	エンターテインメントビジネス EB No. 50	1	総合ユニコム(株)	総合ユニコム(株)
64	広報うらやす 平成 31 年・令和元年度版	1	浦安市	浦安市
65	広報うらやす 令和 2 年度版	1	浦安市	浦安市
66	広報うらやす 令和 3 年度版	1	浦安市	浦安市
67	水中遺跡ハンドブック	1	文化庁 文化財第二課	文化庁 文化財第二課
68	我孫子市文化財報告第 20 集 杉村楚人冠の青少年時代 名ジャーナリストの原点を探る	1	我孫子市杉村楚人冠記念館	我孫子市教育委員会文化・スポーツ課
69	企画展示図録 明治天皇と春日部 巡幸・御猟場・梅田ごぼう	1	春日部市郷土資料館/宮内庁宮内公文書館	春日部市郷土資料館/宮内庁宮内公文書館
70	博物館研究 Vol. 57 No. 7	1	公益財団法人日本博物館協会	公益財団法人日本博物館協会
71	博物館研究 Vol. 57 No. 8	1	公益財団法人日本博物館協会	公益財団法人日本博物館協会
72	市制 90 周年記念 夏期特別展 野鳥愛	1	平塚市博物館	平塚市博物館
73	八千代市立郷土博物館 館報 No. 28 (令和 3 年度)	1	八千代市立郷土博物館	八千代市立郷土博物館
74	慶應義塾 150 年史資料集	1	慶應義塾 150 年史資料集編集委員会	慶應義塾
75	博物館研究報告・館報 生物資源科学 Vol. 31	1	日本大学生物資源科学部博物館	日本大学生物資源科学部博物館
76	昭和館館報 第 23 号 令和 3 年度	1	昭和館	昭和館
77	ちば 教育と文化 No. 97(2021 年)	1	千葉県教育文化研究センター	千葉県教育文化研究センター
78	ちば 教育と文化 No. 98(2022 年)	1	千葉県教育文化研究センター	千葉県教育文化研究センター
79	令和 4 年度 千葉県市町村・一部事務組合職員名簿	1	公益財団法人千葉県市町村振興協会	公益財団法人千葉県市町村振興協会
80	取手市埋蔵文化財センター第 50 回記念企画展 目で見てふりかえる取手	1	取手市埋蔵文化財センター	取手市埋蔵文化財センター
81	研究連絡誌 第 85 号	1	公益財団法人千葉県教育振興財団文化財センター	公益財団法人千葉県教育振興財団文化財センター
82	研究連絡誌 第 86 号	1	公益財団法人千葉県教育振興財団文化財センター	公益財団法人千葉県教育振興財団文化財センター
83	千葉県教育振興財団文化財センター年報 No. 47 (令和 3 年度)	1	公益財団法人千葉県教育振興財団文化財センター	公益財団法人千葉県教育振興財団文化財センター
84	令和 3 年度誌上企画展“やちまた”の偉人 前山清一郎	1	八街市教育委員会	八街市教育委員会
85	市制施行 30 周年記念誌 写真にみる八街の 150 年	1	八街市郷土博物館	八街市郷土博物館
86	公益財団法人日本文化財保護協会「紀要」第 6 号 2022. 8	1	公益財団法人日本文化財保護協会 長谷川 渉	公益財団法人日本文化財保護協会 長谷川 渉

	書名	点	著者	発行者
87	行徳の歴史と神輿と祭り	1	行徳まちづくり協議会	行徳まちづくり協議会
88	伊能忠敬記念館 年報 第 23 号 令和 2 年度	1	伊能忠敬記念館	伊能忠敬記念館
89	群馬県立歴史博物館紀要 第 43 号	1	群馬県立歴史博物館	群馬県立歴史博物館
90	長野県立歴史館 研究紀要 第 28 号	1	長野県立歴史館	長野県立歴史館
91	令和 3 年度江戸川区郷土資料室企画展 江戸川の防災 災害に立ち向かった人々	1	江戸川区教育委員会事務局教育推進課文化財係	江戸川区教育委員会事務局教育推進課文化財係
92	民具マンスリー 第 55 巻 1 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所
93	民具マンスリー 第 55 巻 2 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所
94	民具マンスリー 第 55 巻 3 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所
95	令和 3 年度特別展 バラのすべて	1	千葉県立中央博物館	千葉県立中央博物館
96	千葉県立中央博物館研究報告	1	千葉県立中央博物館	千葉県立中央博物館
97	博物館研究 Vol. 57 No. 9	1	公益財団法人日本博物館協会	公益財団法人日本博物館協会
98	KOREANA 夏号 Vol. 29 No. 2	1	韓国国際交流財団	韓国国際交流財団
99	秋期企画展 縄文料理と弥生ごはん	1	北区飛鳥山博物館	東京都北区教育委員会
100	民具マンスリー 第 55 巻 4 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所
101	民具マンスリー 第 55 巻 5 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所
102	民具マンスリー 第 55 巻 6 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所
103	民具マンスリー 第 55 巻 7 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所
104	第 3 次浦安男女共同参画プラン	1	浦安市企画部多様性推進課	浦安市企画部多様性推進課
105	浦安市地域防災計画(風水害・大規模事故編)	1	浦安市防災会議	浦安市防災会議
106	博物館研究 Vol. 57 No. 10	1	公益財団法人日本博物館協会	公益財団法人日本博物館協会
107	史跡墨古決遺跡整備基本計画書	1	酒々井町教育委員会	酒々井町教育委員会
108	新四国巡礼～人々の祈りの旅～	1	山田善義	白井市郷土資料館
109	接收刀剣一板橋に集いし赤羽刀一	1	板橋区立郷土資料館	板橋区立郷土資料館
110	令和 4 (2022) 年度 国立歴史民俗博物館 要覧	1	国立歴史民俗博物館	国立歴史民俗博物館
111	愛媛県立総合科学博物館研究報告 第 27 号	1	愛媛県総合科学博物館	愛媛県総合科学博物館
112	愛媛県立総合科学博物館年報 (令和 3 年度)	1	愛媛県総合科学博物館	愛媛県総合科学博物館
113	富士山ー畏れ・敬い・憧れー	1	袖ヶ浦市郷土博物館	袖ヶ浦市郷土博物館
114	古代武蔵と清瀬	1	清瀬市郷土博物館	清瀬市郷土博物館
115	川越なつかし写真館	1	川越市立博物館	川越市立博物館
116	清瀬市郷土博物館年報・紀要 令和 2 年度	1	清瀬市郷土博物館	清瀬市郷土博物館
117	鎌倉殿の平山季重～中世日野の武士の様相～	1	日野市ふるさと文化財課	日野市郷土資料館
118	新装版 文豪の風景	1	高橋敏夫・田村景子	澤井聖一
119	風媒花第 35 号 佐倉市文化芸術アーカイブ	1	佐倉市教育委員会文化課	佐倉市教育委員会文化課
120	いま読み解かれる「大念寺日鑑」地域社会と福祉	1	淑徳大学アーカイブス	淑徳大学アーカイブス



	書名	点	著者	発行者
121	令和元年度 浦安市第2次環境基本計画年次報告書	1	浦安市環境部環境保全課	浦安市環境部環境保全課
122	加耶—古代東アジアをきたある王国の歴史—	1	国立歴史民俗博物館	国立歴史民俗博物館
123	関東塩ものがたり	1	千葉県立関宿城博物館	千葉県立関宿城博物館
124	縄文・弥生の足あと—古墳以前の行田を知る—	1	行田市郷土博物館	行田市郷土博物館
125	天正十八年～関東の戦国から近世～	1	行田市郷土博物館	行田市郷土博物館
126	行田市郷土博物館年報第21号	1	行田市郷土博物館	行田市郷土博物館
127	60年の歩み	1	一般財団法人浦安市スポーツ協会	一般財団法人浦安市スポーツ協会
128	KOREANA 秋号 Vol.29 NO.3	1	韓国国際交流財団	韓国国際交流財団
129	浦安市郷土博物館年報第21号 令和3年度	1	浦安市郷土博物館	浦安市郷土博物館
130	月刊文化財 11月号 (701号)	1	文化庁	第一法規(株)
131	民具マンスリー 第55巻8号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所
132	民具マンスリー 第55巻9号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所
133	海と浦安 江戸からいまへ	1	(株)加藤新聞舗	(株)市川よみうり新聞社
134	浦安市賢人会議報告書	1	浦安市市長公室企画政策課	浦安市市長公室企画政策課
135	うらやすやすらかプラン 第3次浦安市地域福祉計画	1	浦安市福祉部社会福祉課	浦安市福祉部社会福祉課
136	第2期 浦安市子ども・子育て支援総合計画	1	浦安市健康子ども部子ども課	浦安市健康子ども部子ども課
137	浦安魚市場のこと	1	浦安魚市場写真集政策委員会	浦安魚市場写真集政策委員会
138	日本博物館協会 令和4年度会員名簿	1	公益財団法人日本博物館協会	公益財団法人日本博物館協会
139	月刊ミュゼ VOL34	1	(株)ミュゼ	(株)ミュゼ
140	月刊ミュゼ VOL35	1	(株)ミュゼ	(株)ミュゼ
141	月刊ミュゼ VOL36	1	(株)ミュゼ	(株)ミュゼ
142	MUSEUM ちば 第38号	1	千葉県博物館協会調査研究委員会	千葉県博物館協会調査研究委員会
143	博物館研究 Vol.44 No.4	1	公益財団法人日本博物館協会	公益財団法人日本博物館協会
144	博物館研究 Vol.44 No.8	1	公益財団法人日本博物館協会	公益財団法人日本博物館協会
145	博物館研究 Vol.44 No.9	1	公益財団法人日本博物館協会	公益財団法人日本博物館協会
146	博物館研究 Vol.44 No.10	1	公益財団法人日本博物館協会	公益財団法人日本博物館協会
147	博物館研究 Vol.44 No.11	1	公益財団法人日本博物館協会	公益財団法人日本博物館協会
148	博物館研究 Vol.45 No.2	1	公益財団法人日本博物館協会	公益財団法人日本博物館協会
149	博物館研究 Vol.57 No.12	1	公益財団法人日本博物館協会	公益財団法人日本博物館協会
150	エンターテイメントビジネス No.52	1	総合ユニコム	総合ユニコム
151	星になった民具たち	1	平塚市博物館	平塚市博物館
152	東京湾 生きものと共にみる長期的なうつりかわり	1	小倉紀雄・風間真理・小泉正行	上篠宰
153	史談八千代 第47号	1	八千代市郷土歴史研究会	八千代市郷土歴史研究会

	書名	点	著者	発行者
154	第36回 企画展 「台の城山遺跡と向山遺跡」～弥生の斧を手に入れたムラ～	1	朝霞市博物館	朝霞市博物館
155	上総広常とその時代	1	一宮町教育委員会	一宮町教育委員会
156	大東京湾展 展示物貸出のご案内	1	ふなばし三番瀬環境学習館	ふなばし三番瀬環境学習館
157	遺物から見える地域文化の発達 縄文時代前期後葉～末葉	1	公益財団法人千葉県教育振興財団	公益財団法人千葉県教育振興財団
158	「日本博」開催に係る効果検証報告書 令和4年3月	1	独立行政法人日本芸術文化振興会日本博事務局	独立行政法人日本芸術文化振興会日本博事務局
159	博物館における施設管理 リスクマネジメントガイドブック 発展編	1	文部科学省生涯学習政策局社会教育課	(株)三菱総合研究所
160	Maritime Life and Traditions No. 26	1	QUESTER GALLERY	QUESTER GALLERY
161	センス オブ ワンダー	1	レイチェル・カーソン	レイチェル・カーソン
162	レイチェル・カーソン その生涯	1	上遠恵子	上遠恵子
163	新徴組と新選組の兄弟 ～浪士組で上洛した沖田林太郎と総司～	1	日野市ふるさと文化財課	日野市ふるさと文化財課
164	日野市新選組のふるさと歴史館叢書 第20輯 甲陽鎮撫	1	日野市ふるさと文化財課	日野市ふるさと文化財課
165	新潟市歴史博物館研究紀要 第18号	1	新潟市歴史博物館	新潟市歴史博物館
166	にいがたの中世	1	新潟市歴史博物館	新潟市歴史博物館
167	大河津分水・問屋分水と新潟市	1	新潟市歴史博物館	新潟市歴史博物館
168	よみがえる川崎美術館—川崎正蔵が守り伝えた美への招待—	1	神戸市立博物館・毎日新聞社	神戸市立博物館・毎日新聞社
169	尾崎邑鵬展	1	成田山書道美術館・高橋利郎・田村彩華	成田山書道美術館・高橋利郎・田村彩華
170	令和4年度企画展 東京低地に人が住み始めた頃 古墳時代前期のかつしかとその周辺	1	葛飾区郷土と天文の博物館	葛飾区郷土と天文の博物館
171	令和4年度企画展 旧粕谷家住宅築300年記念 いたばしの古民家	1	板橋区郷土資料館	板橋区郷土資料館
172	KOREANA 冬号 2022. Vol. 29 No. 4	1	金額榮允編集会社	韓国国際交流財団
173	博物館研究 Vol. 58 No. 1	1	公益財団法人日本博物館協会	公益財団法人日本博物館協会
174	観音崎自然博物館研究報告 たたらはま NO. 26	1	観音崎自然博物館	観音崎自然博物館
175	抜萃のつづり その八十二	1	宮脇保博	(株)熊平製作所
176	海藻の栄養学 若さと健康の素	1	大房 剛	(株)成山堂書店
177	すずがも通信 第258号	1	行徳野鳥観察友の会	行徳野鳥観察友の会
178	霊愛日荘100年 大正時代—保田を愛した歌人や画家たち	1	菱川師宣記念館	菱川師宣記念館
179	豊海おさかなミュージアム 解説ノート全集1	1	一般財団法人東京水産振興会	一般財団法人東京水産振興会
180	豊海おさかなミュージアム 解説ノート全集2	1	一般財団法人東京水産振興会	一般財団法人東京水産振興会

## 2 資料の整理

郷土博物館で収蔵している各種資料（民具・文書・写真等）はクラウド型データベースに登録し、管理しています。これらの資料は、インターネット上で、「浦安市郷土博物館収蔵品データベース」において公開しています。

令和4年度は、寄贈いただいた資料（p40～47参照）、未整理資料について、民具52点、文書213点、写真133点、図書180点、その他24点、合計602点を新たに登録し、資料登録数は総計で93,218点となりました。（令和5年3月31日現在）

## 3 資料の貸出・閲覧

当館所蔵の博物館資料（民具・文書・写真等）は随時貸出・閲覧を行っております。4年度の実績は、下記のとおりです。

### （1）他館への貸出

令和4年度の貸出はありませんでした。

### （2）写真・映像貸出

映像貸出 計2件（市民利用）

写真貸出 計25件 ①テレビ利用…4件

②新聞・雑誌掲載…10件

③WEB掲載…1件

④市民利用…2件

⑤その他…8件（庁内利用、イベント利用等）

### （3）資料の閲覧

日付	目的	種類	資料群名	収蔵番号	資料名
9月13日（火）	研究	文書	田中久松家文書	1-32	お悔やみ状
		文書	相馬賢二（和子）家文書	2-1-32	小ノート
		文書	旧宇田川家住宅文書	36-278	自由民主
		文書	同	3-429	自由民主
		文書	同	3-297-3	招請状
11月13日（日）	研究	文書	宇田川徳太郎家文書	—	樺太関係資料一式
11月26日（土）	研究	文書	特別収蔵庫所蔵資料	特1	堀江・ねごね図
		文書	特別収蔵庫所蔵資料	特19	東都両国ばし夏景色
		文書	平成28年度以降寄贈文書	8-8	浦安町全図

令和5年1月28日(土)	研究	文書	石田晃宏氏海苔関係寄贈資料	石文-37	東京名物志	
				石文-38	改訂増補 東京名物志	
				石文-43	容器並器具棚 卸明細 林屋政五郎商店 (大森、海苔問屋)	
				石文-78	東京雑穀食糧日報 第三千九百六十二号 (東京乾海苔卸商業組合設立の記事掲載)	
				石文-128	引札 三浦屋本店	
				石文-209	海苔ものがたり (株) 林屋	
				石文-217	テレホンカード 祝東京海苔会館竣工記念	
				石文-594	舞阪海苔資料 (海苔に関する古文書の筆写原稿綴)	
				石文-598	海苔史随想 巷説 浅草海苔一海苔年報所載 昭和56年度～平成12年度一	
				石文-663	首都圏におけるノリの消費実態調査報告書	
				石文-664	全国海苔問屋協同組合連合会名簿	
				石文-846	[大正三年大正博覧会 東京乾海苔問屋組合出品陳列棚の写真]	
				石文-1125	嘉根正乾海苔商法 第一二一号	
				石文-1152	商標 海苔佃煮 (酒悦福神漬商店)	
				石文-1153	商標 海苔佃煮 (酒悦福神漬商店)	
				民具	石民-1	そろばん (賞、大森本場乾海苔問屋協同組合)
					石民-36	味付海苔缶 (山本徳治郎)
					石民-37	味付海苔缶 (林屋政五郎)
					石民-50	味付海苔缶 (大森 山本本店)
	石民-337	看板 (御海苔調達所 宮内庁御用達 山本海苔店)				

## VII 文化財の保護・活用

### 1 文化財の指定

教育委員会は、市にとって重要な文化財（文化財保護法により重要文化財に指定されたもの及び千葉県条例により千葉県指定文化財に指定された文化財を除く。）を浦安市指定文化財とし、その保護と活用に努めています。

#### (1) 県指定文化財及び市指定文化財一覧

No	指定区分	種別	名称	所在地	管理者等
1	県指定	有形文化財	宝城院庚申塔	堀江四丁目14番1号	宝城院
2	県指定	無形民俗文化財	浦安のお洒落踊り	—	浦安お洒落保存会
3	県指定	有形民俗文化財	浦安の船大工道具	猫実一丁目2番7号	浦安市
4	県指定	有形文化財	旧大塚家住宅	堀江三丁目3番1号	浦安市
5	県指定	有形文化財	浦安の三軒長屋	猫実一丁目2番7号	浦安市
1	市指定	有形文化財	小金原の鹿狩資料	—	個人
2	市指定	有形文化財	五人組仕置帳	猫実一丁目2番7号	浦安市
3	市指定	有形文化財	公訴貝獺願成の塔	猫実三丁目10番3号	花蔵院
4	市指定	無形民俗文化財	浦安囃子	—	浦安囃子保存会
5	市指定	有形民俗文化財	海苔生産用具一式	猫実一丁目2番7号	浦安市
6	市指定	記念物	豊受神社の大銀杏	猫実三丁目13番1号	豊受神社
7	市指定	有形文化財	質入れ証文	—	個人
8	市指定	有形文化財	田中十兵衛墓	当代島二丁目6番27号	善福寺
9	市指定	有形文化財	大塚亮平顕彰碑	堀江四丁目14番2号	大蓮寺
10	市指定	有形民俗文化財	江實小学校卒業証書	—	個人
11	市指定	有形文化財	庚申塔	猫実四丁目15番	個人
12	市指定	有形文化財	旧宇田川家住宅	堀江三丁目4番8号	浦安市
13	市指定	有形文化財	清瀧神社本殿	堀江四丁目1番5号	清瀧神社
14	市指定	有形文化財	猫実村新田検地帳及び猫実村御検地水帳	猫実一丁目2番7号	浦安市
15	市指定	有形民俗文化財	大般若若（経文及び経箱）	堀江四丁目14番1号	宝城院
16	市指定	有形民俗文化財	袴（2着）	猫実一丁目2番7号	浦安市

No	指定区分	種 別	名 称	所 在 地	管 理 者
17	市指定	有 形 文 化 財	宝 篋 印 塔	当代島二丁目6番 27号	善 福 寺
18	市指定	無 形 文 化 財	浦安細川流投網	—	浦安細川流投網 保 存 会
19	市指定	有 形 文 化 財	旧本澤家住宅	猫実一丁目2番7号	浦 安 市
20	市指定	有 形 文 化 財	旧吉田家住宅	猫実一丁目2番7号	浦 安 市
21	市指定	有 形 文 化 財	旧太田家住宅	猫実一丁目2番7号	浦 安 市
22	市指定	有 形 文 化 財	大 鯨 の 碑	当代島三丁目11番 1号	稲 荷 神 社

(2) 市内史跡（伝統的地名・史跡）表示板設置場所一覧 ※は指定有形文化財

	史 跡 名	所 在 地	管 理 者
1	富士塚（稲荷神社）	当代島三丁目11番1号 稲荷神社内	稲 荷 神 社
2	田中十兵衛の墓 ※	当代島二丁目6番27号 善福寺内	善 福 寺
3	宝篋印塔 ※	当代島二丁目6番27号 善福寺内	善 福 寺
4	船塚川跡	当代島三丁目14番7号付近	浦 安 市
5	船塚川跡	当代島3丁目13番1号付近	浦 安 市
6	富士塚（豊受神社）	猫実3丁目13番1号 豊受神社内	豊 受 神 社
7	豊受神社の大銀杏 ※	猫実3丁目13番1号 豊受神社内	豊 受 神 社
8	公訴貝獺願成の塔 ※	猫実3丁目10番3号 花蔵院内	花 蔵 院
9	渡し場跡	猫実五丁目7番付近	浦 安 市
10	蒸気河岸	猫実五丁目7番付近	浦 安 市
11	浦安小学校跡	猫実四丁目19番付近	浦 安 市
12	猫実の庚申塔 ※	猫実四丁目15番	個 人
13	境川	猫実3丁目2番付近	浦 安 市
14	おっぱらみ	猫実3丁目2番付近	浦 安 市
15	左右天命弁財天	猫実二丁目23番2号付近	個 人
16	常灯明跡	猫実1丁目2番5号付近	浦 安 市
17	三番土堤	猫実1丁目18番付近	浦 安 市
18	三番土堤	猫実1丁目2番3号付近	浦 安 市
19	金魚池跡	猫実1丁目2番5号付近	浦 安 市
20	清瀧神社本殿 ※	堀江4丁目1番5号 清瀧神社内	清 瀧 神 社

	史 跡 名	所 在 地	管 理 者
21	富士塚（清瀧神社）	堀江4丁目1番5号 清瀧神社内	清 瀧 神 社
22	宝城院の庚申塔	堀江4丁目14番1号 宝城院内	宝 城 院
23	おびんずる	堀江4丁目14番1号 宝城院内	宝 城 院
24	宇田川六郎兵衛墓	堀江4丁目14番2号 大蓮寺内	大 蓮 寺
25	大塚亮平顕彰碑 ※	堀江4丁目14番2号 大蓮寺内	大 蓮 寺
26	大蓮寺鐘楼	堀江4丁目14番2号 大蓮寺内	大 蓮 寺
27	久助稻荷	堀江4丁目14番2号 大蓮寺内	大 蓮 寺
28	しなび地藏	堀江2丁目6番35号 正福寺内	正 福 寺
29	浄行堂	堀江2丁目6番35号 正福寺内	正 福 寺
30	亀乗薬師如来	堀江2丁目4番27号 東学寺内	東 学 寺
31	六人河岸	堀江4丁目2番	浦 安 市
32	浦安町役場跡	堀江4丁目1番付近	浦 安 市
33	大松	堀江4丁目1番付近	浦 安 市
34	境川	堀江4丁目1番付近	浦 安 市
35	境川	堀江2丁目1番1号付近	浦 安 市
36	江川	堀江2丁目1番	浦 安 市
37	清瀧弁財天	堀江5丁目6番17号	弁財天奉讃会
38	浜土堤	堀江6丁目1番45号付近	浦 安 市
39	浜土堤	富士見1丁目17番	浦 安 市
40	漁場跡（中央公園）	富岡4丁目25番	浦 安 市
41	漁場跡（今川記念公園）	今川1丁目9番	浦 安 市
42	漁場跡（美浜公園）	美浜5丁目14番	浦 安 市
43	待ち合わせのぼんぎ	入船3丁目66番4号	浦 安 市
44	大三角跡（舞浜公園）	舞浜2丁目1番	浦 安 市
45	大三角跡（大三角公園）	舞浜3丁目37番	浦 安 市

## 2 県指定及び市指定有形文化財住宅の現地保存・公開

### (1) 設置及び管理

県指定及び市指定有形文化財住宅を適切に保存し、これを公開することにより、市民の文化教養の向上に努めています。

#### ①名称及び位置

指 定	名 称	所 在 地
県 指 定	旧 大 塚 家 住 宅	浦安市堀江三丁目3番1号
市 指 定	旧 宇 田 川 家 住 宅	浦安市堀江三丁目4番8号

#### ②根拠条例

- ・千葉県文化財保護条例
- ・浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例

### (2) 施設の概要及び令和4年度利用者数

#### ①施設の概要

名 称：旧大塚家住宅	名 称：旧宇田川家住宅
敷 地：271.07 m <sup>2</sup>	敷 地：467.04 m <sup>2</sup>
建 物：木造平屋建 寄棟造茅葺	建 物：木造二階建（一部平屋建） 寄棟造瓦葺
建築面積：95.86 m <sup>2</sup>	建築面積：180.99 m <sup>2</sup>

#### ②令和4年度利用者数

月	開館日数	旧大塚家住宅（人）	旧宇田川家住宅（人）
4	22	196	136
5	19	390	409
6	21	1,044	1,087
7	23	304	280
8	22	153	174
9	20	259	264
10	22	364	386
11	21	423	405
12	28	154	145
1	19	205	216
2	19	198	210
3	21	197	169
合計	257	3,887	3,881



## Ⅷ 刊行物及びミュージアムショップ

### 1 刊行物

#### (1) 刊行物一覧

	項 目	発行者	発行年月日	頒布価格
1	浦安町誌（上）	浦安町役場	S44年12月	完売
2	浦安町誌（下）	浦安町役場	S49年11月	2,000円
3	浦安市史	浦安市	S60年3月	2,000円
4	浦安市史（まちづくり編）	浦安市	H11年3月	3,000円
5	浦安市史（生活編）	浦安市	H11年3月	2,000円
6	浦安のことば	浦安市教育委員会	S57年4月	800円
7	浦安の昔話	浦安市	S59年3月	800円
8	続浦安の昔話	浦安市	S60年3月	800円
9	浦安文化財めぐり	浦安市教育委員会	H13年3月	500円
10	特別展図録 アオギスがいた海	浦安市郷土博物館	H13年6月	1,000円
11	企画展展示解説 のり-東京湾のノリ-	浦安市郷土博物館	H14年1月	完売
12	見てふれて感じて浦安市郷土博物館（児童用解説書）	浦安市郷土博物館	H13年3月	200円
13	浦安市郷土博物館 常設展示解説書	浦安市郷土博物館	H13年10月	800円
14	浦安市郷土博物館活用の手引き 第1集	浦安市教育委員会	H13年2月	非売品
16	浦安市郷土博物館活用の手引き 第2集（CD版）	浦安市教育委員会	H16年3月	非売品
17	浦安市郷土博物館活用の手引き 第3集	浦安市教育委員会	H31年3月	非売品
18	浦安市文化財調査報告第1集 浦安の町家 -旧宇田川家住宅修理工事報告書-	浦安市教育委員会	S60年3月初版、 H10年2月第2版	1,200円
19	浦安市文化財調査報告第2集 浦安の民家 -浦安市民家調査報告書-	浦安市教育委員会	S62年3月初版、 H11年3月第2版	800円
20	浦安市文化財調査報告第3集 浦安の漁家 -旧大塚家住宅修理工事報告書-	浦安市教育委員会	S63年2月初版、 H14年3月第3版	1,200円
21	浦安市文化財調査報告第4集 浦安の石造物 -浦安市石造物調査報告書-	浦安市教育委員会	H元年3月初版、 H9年2月第2版	1,200円
22	浦安市文化財調査報告第5集 海とともに -浦安市漁撈習俗調査報告書-	浦安市教育委員会	H7年10月	非売品
23	浦安市文化財調査報告第6集 浦安のベカ舟 -浦安市ベカ舟調査報告書-	浦安市教育委員会	H5年3月初版、 H11年3月第2版	完売
24	浦安市文化財調査報告第7集 浦安の民家Ⅱ -浦安市民家調査報告書-	浦安市教育委員会	H6年3月	800円
25	浦安市文化財調査報告第8集 災害と闘ってきたまち -浦安市災害史調査報告書-	浦安市教育委員会	H8年3月	800円
26	浦安市文化財調査報告第9集 水に囲まれたまち -浦安市交通史調査報告書-	浦安市教育委員会	H8年3月	1,000円
27	浦安市文化財調査報告第10集 浦安の民俗 -社会組織・年中行事・信仰-	浦安市教育委員会	H8年3月	1,500円
28	浦安市文化財調査報告第11集 浦安市史料目録Ⅰ -旧宇田川家住宅文書-	浦安市教育委員会	H8年12月	1,200円

	項 目	発行者	発行年月日	頒布価格
29	浦安市文化財調査報告第12集 漁師の観天望気 -浦安市自然史調査報告書-	浦安市教育委員会	H9年3月	1,000円
30	浦安市文化財調査報告第13集 浦安市史料目録Ⅱ -前田治郎助家文書-	浦安市教育委員会	H10年2月	600円
31	浦安市文化財調査報告第14集 浦安の漁撈習俗1 -鵜縄漁-	浦安市教育委員会	H11年3月	1,200円
32	浦安市文化財調査報告第15集 浦安の三軒長屋 -旧内田喜一氏所有三軒長屋修理工事報告書-	浦安市教育委員会	H14年3月	1,000円
33	浦安市文化財調査報告第16集 漁師の家 旧吉田家貸 家住宅 魚屋 旧太田家住宅 たばこ屋 旧本澤家住 宅-浦安市郷土博物館移築民家三棟修理工事報告書-	浦安市教育委員会	H14年3月	1,500円
34	浦安市文化財調査報告第17集 浦安の漁撈習俗2 -海苔-	浦安市教育委員会	H15年3月 H27年3月第2版	1,400円
35	浦安市郷土博物館調査報告第1集 アオギスがいた海	浦安市郷土博物館	H14年3月	500円
36	浦安市郷土博物館調査報告第2集 のり1 -海苔養殖 はいま-	浦安市郷土博物館	H16年3月 H18年1月	1,000円
37	浦安市郷土博物館調査報告第3集 のり2 -ちば海苔 いまむかし-	浦安市郷土博物館	H18年3月	1,500円
38	浦安市郷土博物館調査報告第4集 豊かな江戸前の海 の再生を目指して	浦安市郷土博物館	H18年3月	1,000円
39	文化財マップ	浦安市教育委員会	H21年3月	150円
40	浦安市郷土博物館調査報告第5集 ハマン記憶を明日へ 聞き書き報告書1(漁業者・水産関係者編)-「黒い水」 から50年-	浦安市郷土博物館	H21年12月	1,500円
41	浦安市郷土博物館調査報告第6集 ハマン記憶を明日へⅡ 聞き書き報告書2(女性・子ども・水産関係以外の職 業者編)-「黒い水」から50年-	浦安市郷土博物館	H23年3月	完売
42	浦安市郷土博物館調査報告第7集 浦安の農業 -浦安 市農業史調査報告書-	浦安市郷土博物館	H26年3月	未販売
43	浦安市郷土博物館調査報告第8集 青べか物語 それ ぞれの想い	浦安市郷土博物館	H27年3月 H28年8月2版	1,500円
44	浦安市郷土博物館調査報告第9集 江戸時代の浦安1 『下総行徳領獵師種蠣記録』-下総国葛飾郡堀江村漁業 出入留書	浦安市郷土博物館	H28年3月	完売
45	浦安市郷土博物館調査報告第10集 浦安の烏賊網漁	浦安市郷土博物館	H29年3月	1,500円
46	浦安市郷土博物館調査報告第11集 浦安の漁撈用具 1-漁村文化研究会(元「東邦大学漁村問題調査研究自 主ゼミナール」)資料寄贈目録	浦安市郷土博物館	H29年3月	1,000円
47	浦安市郷土博物館調査報告第12集 平成28年度企画 展 浦安鉄鋼団地「身近にあるが知られていない日本一」	浦安市郷土博物館	H29年6月	800円
48	浦安市郷土博物館調査報告第13集 浦安のシラウオ漁	浦安市郷土博物館	H30年3月	1,500円
49	浦安市郷土博物館調査報告第14集 浦安の漁撈用具 2-海苔網製作具と餌堀道具-	浦安市郷土博物館	H30年3月	1,000円
50	浦安市郷土博物館調査報告第15集 測量をめぐる浦 安の偉人 宇田川徳太郎	浦安市郷土博物館	H30年3月	800円
51	屋外展示場 展示解説英語文例集	浦安市郷土博物館	H31年1月	1,000円
52	企画展図録 大塚勉写真展 ～浦安に生まれて～ SITE 埋立地 1971-2019 生成する場	浦安市郷土博物館	R1年11月	1,000円
53	浦安市郷土博物館調査報告第16集 浦安の漁撈用具 3-浦安の漁法一覧・海苔網・延縄-	浦安市郷土博物館	R2年3月	800円

## (2) 文化財パンフレット類

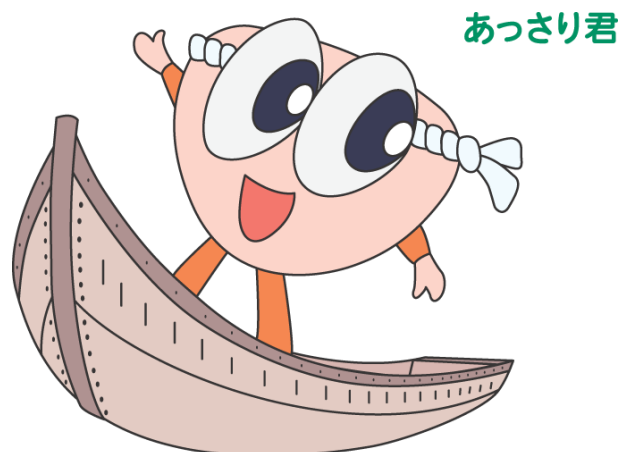
	項 目	発行者	発行年月日
1	浦安のべか舟	浦安市郷土博物館	H9年5月初版、H13年4月第2版
2	浦安の投網師	浦安市郷土博物館	H8年6月初版、H13年8月第2版
3	災害と闘ってきたまち-キティ台風の襲来-	浦安市郷土博物館	H9年8月初版、H13年4月第2版
4	浦安の伝統芸能	浦安市郷土博物館	H9年12月初版、H14年3月第2版
5	漁師の観天望気	浦安市郷土博物館	H10年3月初版、H13年8月第2版
6	周五郎が愛した青べかの町	浦安市郷土博物館	H10年1月初版、H12年12月第2版
7	水に囲まれたまち	浦安市郷土博物館	H10年3月初版、H13年8月第2版
8	浦安の年中行事	浦安市郷土博物館	H10年8月初版、H14年1月第2版
9	市内に今でも残る文化財住宅	浦安市郷土博物館	H13年7月初版、H15年3月第2版
10	浦安の打瀬網漁	浦安市郷土博物館	H15年3月
11	海苔のできるまで	浦安市郷土博物館	H15年3月
12	浦安の三軒長屋	浦安市郷土博物館	H19年9月初版、H24年3月2版
13	浦安鉄鋼団地を探ろう！	浦安市郷土博物館	H30年3月

## 2 ミュージアムショップ

郷土理解を深め、学習・研究のための資料として、浦安市史や調査報告書などの刊行物や、博物館をより身近に感じてもらうために、郷土博物館マスコットキャラクター「あっさり君」のデザインを使用したキーホルダー、ノートなどの文具、ベーゴマやぬいぐるみなどのグッズを販売しています。

### ○4年度売上

刊行物：114,200円      グッズ：171,080円



## IX 利用状況

### 1 令和4年度 月別入館者数

月	開館日数(日)	入館者数(人)	1日平均(人)
4	26	7,065	272
5	24	9,590	400
6	26	6,605	254
7	26	5,844	225
8	25	6,469	259
9	24	6,185	258
10	26	9,001	346
11	23	8,554	372
12	24	5,578	232
1	23	7,025	305
2	23	7,626	332
3	25	6,673	267
合計	295	86,215	292

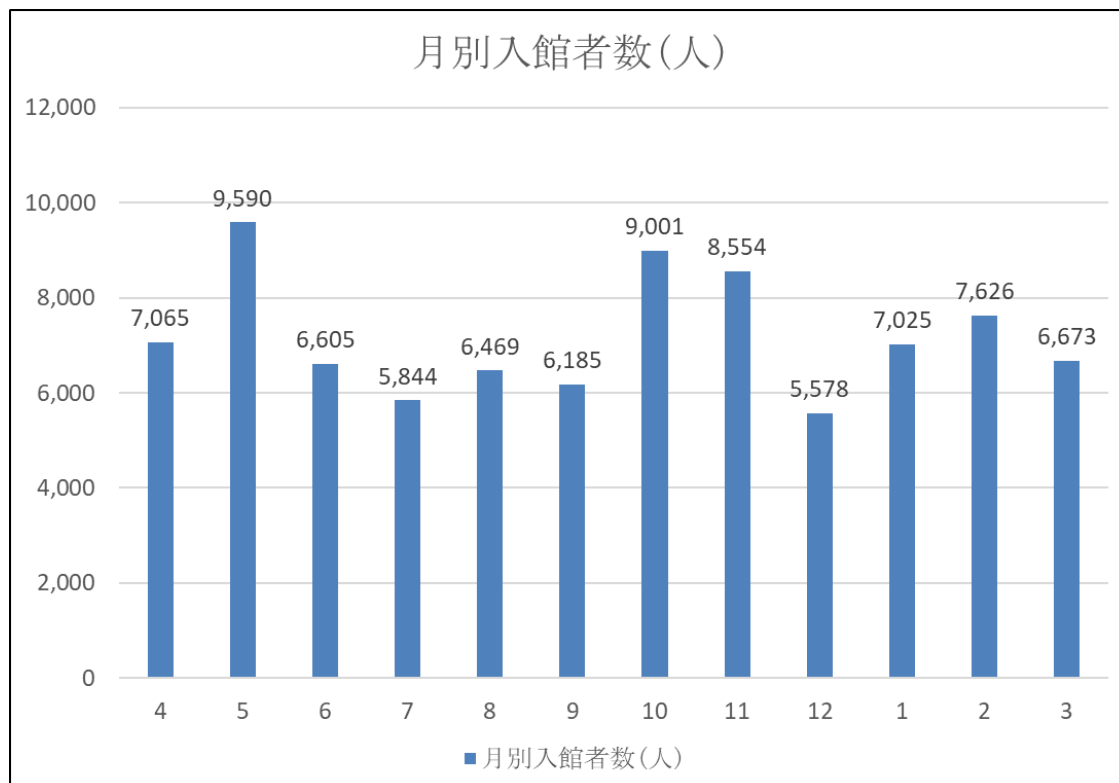
《新型コロナウイルス感染症の影響による運営変更》

○入館制限（市内在住・在勤・在学者のみ入館可、団体の受け入れ不可）

4月1日（火）～28日（火）

（合計24日間 ※休館日を除く）

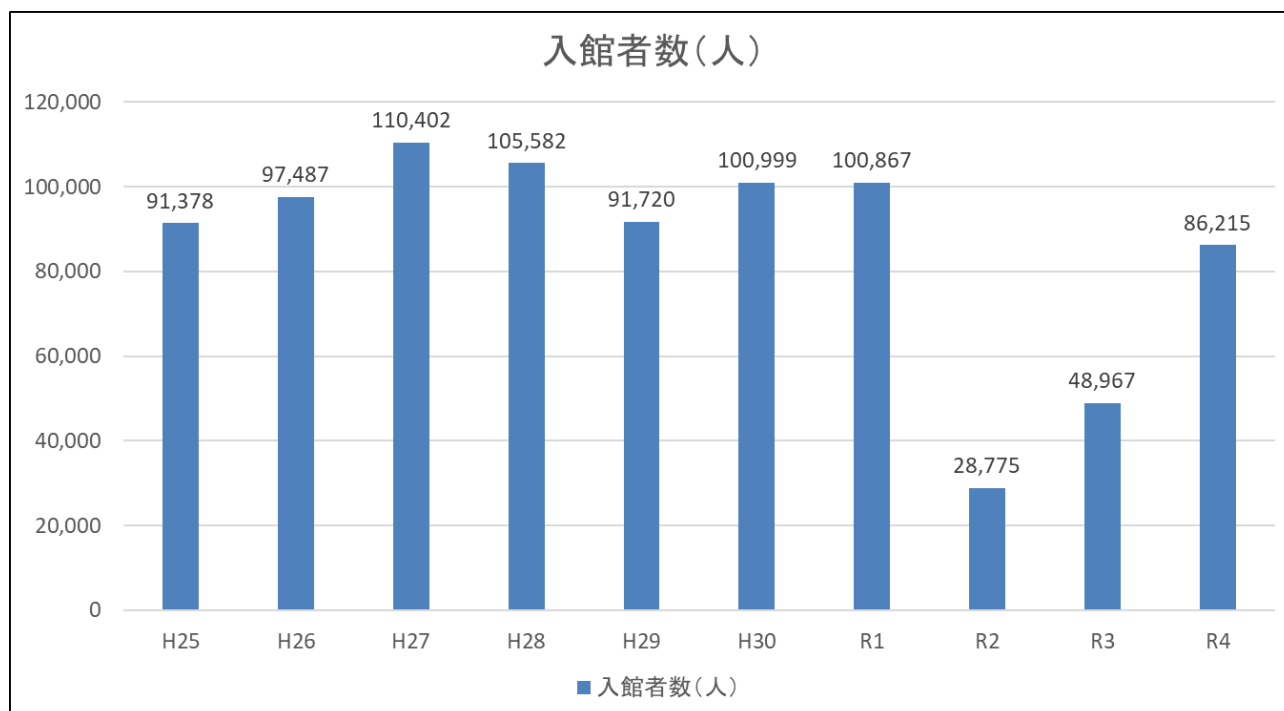
月別入館者数推移



## 2 年度別入館者数

年度	開館日数（日）	入館者数（人）	一日平均（人）
平成 25 年度	291	91,378	314
平成 26 年度	293	97,487	332
平成 27 年度	291	110,402	379
平成 28 年度	291	105,582	363
平成 29 年度	294	91,720	312
平成 30 年度	294	100,999	344
令和元年度	264	100,867	382
令和 2 年度	188	28,775	153
令和 3 年度	256	48,967	191
令和 4 年度	295	86,215	292

年度別入館者数推移



### 3 団体利用数・博学連携活用数

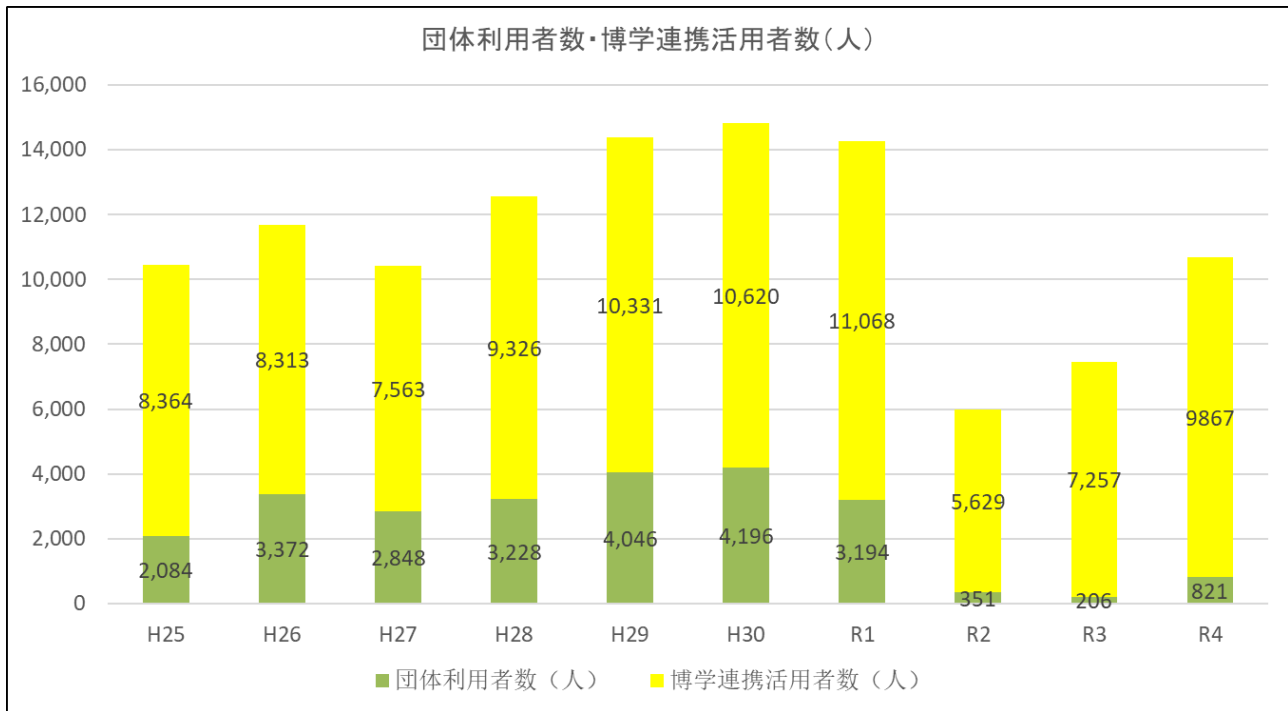
#### 年度別団体利用数

年度	団体数（合計）	市内団体	市外団体	延べ人数（人）
平成 25 年度	60	16	44	2,084
平成 26 年度	102	25	77	3,372
平成 27 年度	107	29	78	2,848
平成 28 年度	109	27	82	3,228
平成 29 年度	175	40	135	4,046
平成 30 年度	226	88	138	4,196
令和元年度	245	127	118	3,194
令和 2 年度	23	12	11	351
令和 3 年度	20	7	13	206
令和 4 年度	68	49	19	821

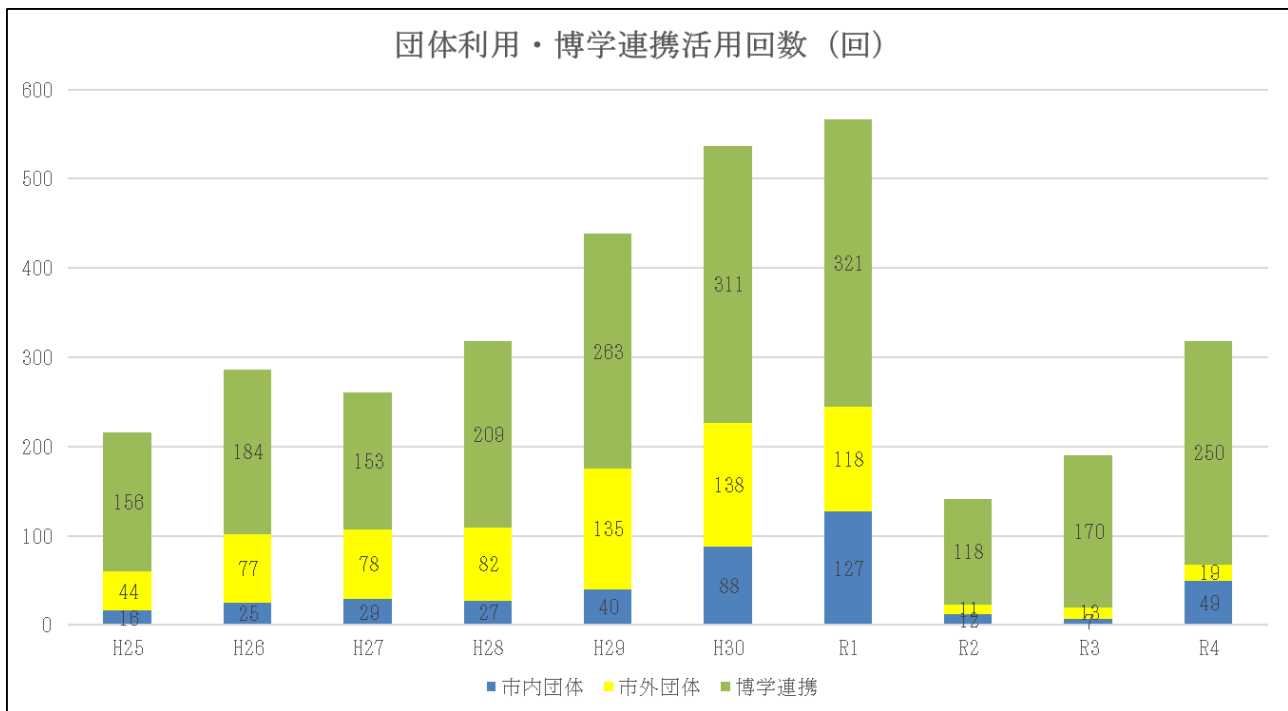
#### 年度別博学連携活用数

年度	活用回数（回）	活用人数（人）
平成 25 年度	156	8,364
平成 26 年度	184	8,313
平成 27 年度	153	7,563
平成 28 年度	209	9,326
平成 29 年度	263	10,331
平成 30 年度	311	10,620
令和元年度	321	11,068
令和 2 年度	118	5,629
令和 3 年度	170	7,257
令和 4 年度	250	9,867

団体利用者数・博学連携活用户数推移（人）



団体利用数・博学連携活用回数推移（回）



## 4 メディア利用

令和4年度は、50件の取材・掲載依頼がありました。

媒体	件数	内容
テレビ	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浦安市行政情報番組「こちら浦安情報局」(10回)</li> <li>・Jcom千葉「LIVE ニュース」(2回)</li> <li>・Jcom千葉「News チバ」</li> <li>・フジテレビ「なりゆき街道旅」</li> </ul>
新聞・ミニコミ紙	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浦安・市川よみうり(11回)</li> <li>・毎日新聞「浦安の海苔養殖展」</li> </ul>
フリーペーパー・ 雑誌・書籍類	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AELDE 浦安・新浦安</li> <li>・浦安カタログ</li> <li>・進学情報誌『サクセス』</li> <li>・『ちば 教育と文化』</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか8件</p>
Web	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GOGO 房総ポイントラリー</li> <li>・マッチコネクト</li> <li>・浦安観光イベントガイド 体験くらぶ</li> <li>・You Tube 撮影(1件)</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか8件</p>



## X 条例・規則

○浦安市郷土博物館の設置及び管理に関する条例

平成13年 3月23日

条例第2号

改正 令和3年 3月12日 条例第9号

令和5年 3月29日 条例第15号

(設置)

**第1条** 本市は、歴史、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を行うため、浦安市郷土博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(令5条例15・一部改正)

(名称及び位置)

**第2条** 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浦安市郷土博物館	浦安市猫実一丁目2番7号

(事業)

**第3条** 博物館は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第1項各号に掲げる事業を行う。

(令5条例15・一部改正)

(管理)

**第4条** 博物館は、浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

**第5条** 博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(博物館協議会)

**第5条の2** 法第23条第1項の規定により、浦安市郷土博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員7人以内をもって組織する。

- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに博物館を利用する者の中から任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員の再任は、妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(令3条例9・追加、令5条例15・一部改正)

(入館料)

**第6条** 博物館の入館料は、無料とする。ただし、博物館が期間を定めて特別の展示をするときは、市長は、1人につき1,100円を超えない範囲内において教育委員会が定める額（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。）を入館料として徴収することができる。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項ただし書の入館料を減額し、又は免除することができる。

(令5条例15・全改)

(入館の制限及び退館)

**第7条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、博物館の利用者に対し、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 展示品等を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) その他博物館の管理上支障があるとき。

(損害賠償)

**第8条** 博物館の利用者が博物館の施設、設備又は博物館資料を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(教育委員会規則への委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(浦安市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 浦安市郷土資料館の設置及び管理に関する条例(昭和55年条例第9号)は、廃止する。

**附 則**(令和3年3月12日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(浦安市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 浦安市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

**附 則**(令和5年3月29日条例第15号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○浦安市郷土博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成13年3月30日

改正 平成23年3月31日教委規則第4号

令和5年3月23日教委規則第5号

(趣旨)

**第1条** この規則は、浦安市郷土博物館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

**第2条** 浦安市郷土博物館（以下「博物館」という。）の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(平23教委規則4・一部改正)

(休館日)

**第3条** 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日及び土曜日に当たる場合はその日後において、その日に最も近い休館日でない日）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 館内整理日（毎月の末日。ただしその日が前3号に規定する休館日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い前3号に規定する休館日、日曜日及び土曜日でない日とする。）

2 前項の休館日であっても、館長が特に必要と認めた場合は、館の全部又は一部を開館することができる。

(平23教委規則4・一部改正)

(資料の寄附)

**第4条** 館長は、博物館の展示又は研究に資する目的で、博物館資料の寄附を受け

ることができる。

2 博物館資料を寄附しようとする者は、寄附申込書（別記第1号様式）を館長に提出しなければならない。

3 館長は、寄附品を受領したときは、博物館資料の寄附品受領書（別記第2号様式）を寄附者に交付する。

（資料の受託）

**第5条** 館長は、博物館の展示又は研究の目的で、博物館資料の寄託を受けることができる。

2 博物館資料を寄託しようとする者は、寄託申込書（別記第3号様式）を館長に提出しなければならない。

3 館長は、博物館資料を受託したときは、受託品預り証（別記第4号様式）を寄託者に交付しなければならない。

4 館長は、受託した博物館資料の模写、模型制作、複製制作、撮影及びこれらを公刊しようとするときは、事前に寄託者の承諾を受けなければならない。

5 前項の行為を第三者がしようとするとき、館長は、寄託者の承諾を確認しなければならない。

（資料の返還）

**第6条** 館長は、展示等のために受託した博物館資料を返還するときは、受託品預り証と引き換えに行う。

（資料の借用）

**第7条** 館長は、博物館の展示又は研究の目的で博物館資料を借用することができる。

2 館長は、所有者から博物館資料を借用するときは、借用申込書（別記第5号様式）によって申し込まなければならない。

3 館長は、博物館資料を借用するときは、所有者から貸与承諾書（別記第6号様式）の交付を受けなければならない。

4 館長は、博物館資料を受領したときは、借用資料預り証（別記第7号様式）を所有者に交付しなければならない。

5 第5条第4項及び第5項の規定は、博物館又は第三者が、前項の規定により借用した博物館資料の模写、模型制作、複製制作、撮影及びこれらの公刊を行う場合

に準用する。

(資料の貸出し)

**第8条** 館長は、博物館資料の館外貸出しをすることができる。

2 博物館資料の館外貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。

- (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により指定された施設
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
- (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (5) その他館長が適当と認めたもの

3 博物館の館外貸出しを受けようとする者は、館外貸出申込書（別記第8号様式）を館長に提出し、館長から館外貸出許可書（別記第9号様式）の交付を受けなければならない。

4 博物館資料を借り受けた者は、館長に資料借用書（別記第10号様式）を提出しなければならない。

5 博物館資料を借り受けた者は、模写、模型制作、撮影及びこれらの公刊をしようとするときは、事前に館長の許可を受けなければならない。

(令5教委規則5・一部改正)

(委任)

**第9条** この規則に定めるほか、必要な事項は教育長の承認を得て館長が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(浦安市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 浦安市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第5号）は、廃止する。

**附 則**（平成23年3月31日教委規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年3月23日教委規則第5号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## ○浦安市郷土博物館協議会運営規則

令和3年3月12日

教委規則第3号

(趣旨)

**第1条** この規則は、浦安市郷土博物館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第2号）第5条の2第6項の規定により浦安市郷土博物館協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

**第2条** 協議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

**第4条** 協議会の庶務は、浦安市郷土博物館において処理する。

(補則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、令和3年7月1日から施行する。



# ○浦安市文化財保護条例

昭和56年 3月20日

条例第61号

改正 平成18年 3月24日 条例第21号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 市指定有形文化財（第5条—第21条）
- 第3章 市指定無形文化財（第22条—第27条）
- 第4章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財（第28条—第35条）
- 第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第36条—第39条）
- 第6章 市選定保存技術（第40条—第44条）
- 第7章 補則（第45条）
- 第8章 罰則（第46条—第49条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定により、法及び千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号。以下「県条例」という。）の規定に基づき指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するもののうち、本市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の正しい郷土理解と文化創造を援助し、永く後世に伝承して、我が郷土並びに我が国文化の向上に貢献することを目的とする。

（平18条例21・一部改正）

#### （定義）

**第2条** この条例において「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

(4) 歴史上又は学術上価値の高い遺跡及び芸術上又は観賞上価値の高い名勝地並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）

（市等の責務）

**第3条** 市並びに浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化財の保存及び活用に関し、第1条の目的を達成するため、文化財の現状をは握するとともに、文化財の持つ意義が市民生活の中で有効にその役割を果たすよう努めなければならない。

2 市民は、文化財の保護に努めるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に誠実に協力しなければならない。

3 市並びに教育委員会は、この条例の趣旨を実現させるために、市指定文化財について標示板の設置等の具体的措置を積極的に講じるよう努めなければならない。  
（財産権の尊重及び他の公益との調整）

**第4条** 教育委員会は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第2章 市指定有形文化財

（指定）

**第5条** 教育委員会は、本市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により千葉県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを浦安市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の

同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、浦安市文化財審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者等に通知してする。ただし、当該有形文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からこの効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

（解除）

**第6条** 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財又は県条例第4条第1項の規定による県指定有形文化財としての指定があつたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、速やかに、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、当該市指定有形文化財の所有者等は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

（管理方法の指示）

**第7条** 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、当該市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者等の管理義務及び管理責任者）

**第8条** 市指定有形文化財の所有者等は、この条例に基づく教育委員会の指示に従

い、市指定有形文化財を適正に管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

（所有者等の変更等）

**第9条** 市指定有形文化財の所有者等が変更したときは、新たにその権利を引き継いだ者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者等は、管理責任者を変更したときは、新管理責任者と連署の上、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

3 市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者等に係るものであるときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（滅失・き損等）

**第10条** 市指定有形文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを紛失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

**第11条** 市指定有形文化財の所在を変更しようとするときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りるものとする。

（修理）

**第12条** 市指定有形文化財の修理は、当該市指定有形文化財の所有者等が行うものとする。

(管理又は修理の補助)

**第 1 3 条** 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の理由がある場合には、市は、その経費の一部を、予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、その条件として、必要な指示又は監督をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

**第 1 4 条** 前条第 1 項の規定により補助金を交付決定された所有者等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

(1) 管理又は修理に関し条例等に違反したとき。

(2) 補助金交付の目的以外に補助金を使用したとき。

(3) 前条第 2 項の補助条件に従わなかつたとき。

(管理又は修理に関する勧告)

**第 1 5 条** 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又はこれを盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者等(管理責任者がある場合は、その者)に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等(管理責任者がある場合は、その者)に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前 2 項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用を負担する場合には、第 13 条第 2 項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

**第 1 6 条** 市が、市指定有形文化財の管理又は修理に関し、第 13 条第 1 項の規定により補助金を交付し、又は前条第 3 項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者等又はそれらの相続人・受遺者若しくは受贈者は、

補助金の交付又は市の経費負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を有償譲渡した場合においては、補助又は負担を受けた金額の全部又は一部を市に納付しなければならない。ただし、市が認める特別の理由があるときは、これを免除することができる。

(現状変更等の制限)

**第17条** 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更で維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な条件を付することができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

**第18条** 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第13条第1項の規定による補助金の交付、第15条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定する修理について、教育委員会は、必要があると認めるときは、指導及び助言をすることができる。

(公開等)

**第19条** 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等（管理責任者を含む。）に対し、6か月以内の期間を限つて、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財の出品を勧告することができる。

- 2 前項の場合において、必要があると認めるときは、6か月以内の期間を限って出品期間の更新を求めることができる。ただし、引き続いて2年を超えてはならない。
- 3 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等（管理責任者を含む。）に対し、3か月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定による出品に要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 5 市は、第1項及び第2項の規定により出品した所有者等に対し、出品料を支給することができる。
- 6 教育委員会は、第1項及び第2項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。
- 7 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
- 8 第1項及び第2項又は第3項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者等に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責めに帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

（報告）

**第20条** 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者）に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について、報告を求めることができる。

（所有者等の変更に伴う権利義務の承継）

**第21条** 市指定有形文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者等は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者等に引渡さなければならない。

### 第3章 市指定無形文化財

(指定)

**第22条** 教育委員会は、本市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第20条第1項の規定により千葉県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを浦安市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつていゝる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定又は第2項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするものに通知してする。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。

7 第2項又は第5項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。

(平18条例21・一部改正)

(解除)

**第23条** 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第3項の規定を準用する。



- 4 第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に通知してする。
- 5 市指定無形文化財について、法第71条第1項の規定による重要無形文化財又は県条例第20条第1項の規定による県指定無形文化財としての指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体に通知しなければならない。
- 7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。
- 8 第2項、第5項又は第7項の規定による認定の解除を受けたときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体であつた者は、速やかに市指定無形文化財の認定書を教育委員会に返付しなければならない。

（平18条例21・一部改正）

（保持者、保持団体の氏名変更等）

**第24条** 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、市指定無形文化財の保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、保持団体（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（保存）

**第25条** 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、市指定無形文化財の保持者

又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(公開)

**第26条** 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第19条第4項及び第7項の規定を準用する。

3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(保存に関する助言又は勧告)

**第27条** 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

#### **第4章** 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財

(指定)

**第28条** 教育委員会は、本市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第1項の規定により千葉県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを浦安市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第1項の規定により千葉県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを浦安市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第5条第2項から第6項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定には、第22条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(平18条例21・一部改正)

(解除)

**第29条** 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第6条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第23条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定又は県条例第26条第1項の規定による県指定有形民俗文化財若しくは県指定無形民俗文化財の指定があつたときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

6 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。

7 第5項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(平18条例21・一部改正)

(保護)

**第30条** 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

**第 3 1 条** 第 7 条から第15条まで及び第18条から第21条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

**第 3 2 条** 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

**第 3 3 条** 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第26条第 3 項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

**第 3 4 条** 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財記録の作成等)

**第 3 5 条** 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要なものを選択し、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2 前項の規定による選択には、第22条第 3 項の規定を準用する。

## **第 5 章** 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

**第 3 6 条** 教育委員会は、本市の区域内に存する記念物（法第109条第 1 項の規定により史跡名勝若しくは天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定されたもの又は県条例第34条第 1 項の規定により千葉県指定史跡、千葉県指定名勝若しくは千葉県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを浦安市指定史跡、浦安市指定名勝又は浦安市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第 5 条第 2 項から第 6 項までの規定を準用する。

(平18条例21・一部改正)

(解除)

**第37条** 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他の特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定又は県条例第34条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定があつたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には、第6条第2項及び第5項の規定を、前項の場合には、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。

(平18条例21・一部改正)

(土地所在等の異動の届出)

**第38条** 市指定史跡名勝天然記念物の指定区域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

**第39条** 第7条から第10条まで、第13条、第15条、第20条及び第21条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

## 第6章 市選定保存技術

(選定等)

**第40条** 教育委員会は、本市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの又は県条例第40条第1項の規定により千葉県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを浦安市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない

い。

3 一の市選定保存技術についての前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第22条第3項から第7項までの規定を準用する。

(平18条例21・一部改正)

(解除)

**第41条** 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第23条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 市選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定及び県条例第40条第1項の規定による県選定保存技術の選定があつたときは、当該市選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第23条第6項及び第8項の規定を準用する。

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保持団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、又は同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(平18条例21・一部改正)

(保持者の氏名変更)

**第42条** 保持者及び保存団体には、第24条の規定を準用する。

(保存)

**第43条** 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(保存に関する指導又は助言)

**第44条** 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

## 第7章 補則

(規則への委任)

**第45条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 第8章 罰則

(罰則)

**第46条** 市指定有形文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

**第47条** 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

**第48条** 第17条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金若しくは科料に処する。

**第49条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは財産の管理に関して前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。  
(浦安町文化財保護条例の廃止)
- 2 浦安町文化財保護条例(昭和49年条例第14号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行前に、浦安町文化財保護条例の規定に基づきなされた指定その他の手続については、この条例の相当規定によりなされた指定その他の手続とみなす。

**附 則** (平成18年3月24日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。



○浦安市文化財保護条例施行規則

昭和56年 3月20日

教委規則第25号

改正 平成13年 3月30日教委規則第7号

(趣旨)

**第1条** この規則は、浦安市文化財保護条例（昭和56年条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請書等)

**第2条** 条例第5条第1項、第22条第1項、第28条第1項及び第36条第1項の規定による指定並びに条例第40条第1項の規定による選定を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書を浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 浦安市指定有形文化財・有形民俗文化財指定申請書（別記第1号様式）
- (2) 浦安市指定無形文化財指定・選定保存技術選定申請書（別記第2号様式）
- (3) 浦安市指定無形民俗文化財指定申請書（別記第3号様式）
- (4) 浦安市指定史跡名勝天然記念物指定申請書（別記第4号様式）

(指定の同意書)

**第3条** 条例第5条第2項（条例第28条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定に同意した者は、文化財指定同意書（別記第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(指定書)

**第4条** 条例第5条第6項（条例第28条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）に規定する指定書は、別記第6号様式によるものとする。

(認定書)

**第5条** 条例第22条第7項（条例第40条第4項において準用する場合を含む。）に規定する認定書は、別記第7号様式によるものとする。

(指定書等の再交付)

**第6条** 第4条の指定書又は前条の認定書を滅失し、き損し、紛失し、又は盗み取られた者は、指定書・認定書再交付申請書（別記第8号様式）により、その再交付を申請することができる。

(解除の通知書)

**第7条** 条例第6条第1項、第23条第1項、第29条第1項及び第37条第1項の規定による指定解除並びに条例第41条第1項の規定による選定解除の通知は、浦安市指定文化財指定・選定解除通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(管理責任者の選任又は解任の届出)

**第8条** 条例第8条第3項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財管理責任者選任・解任届（別記第10号様式）により行うものとする。

(所有者等の変更の届出)

**第9条** 条例第9条第1項（条例第31条及び条例第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財所有者等変更届（別記第11号様式）により行うものとする。

(管理責任者変更の届出)

**第10条** 条例第9条第2項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財管理責任者変更届（別記第12号様式）により行うものとする。

(所有者等又は管理責任者の氏名等変更の届出)

**第11条** 条例第9条第3項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財所有者等・管理責任者氏名（名称）及び住所変更届（別記第13号様式）により行うものとする。

(滅失等の届出)

**第12条** 条例第10条（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財滅失・き損・紛失・盗難届（別記第14号様式）により行うものとする。

(所在変更の届出)

**第13条** 条例第11条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財所在変更届（別記第15号様式）により行うものとする。

(所在変更の届出を要しない場合等)

**第14条** 条例第11条ただし書（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とし、所在を変更した

後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災その他の災害に際し、所在を変更する場合とする。

- (1) 条例第13条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のための所在の変更
- (2) 条例第15条第1項及び第2項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のための所在の変更
- (3) 条例第17条第1項の規定による許可を受けて行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のための所在の変更
- (4) 条例第18条第1項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出をして行う修理のための所在の変更
- (5) 条例第19条第1項、第2項又は第3項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による要請又は勧告を受けて行う公開のための所在の変更（経費補助の申請）

**第15条** 所有者等又は管理団体（以下「管理者」という。）は、条例第13条（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）第25条、第26条、第32条及び第43条の規定により経費の補助を受けようとするときは、浦安市指定文化財管理費・修理費補助金交付申請書（別記第16号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費の予算書
  - (2) 工事内訳書
  - (3) 設計仕様書
  - (4) 設計図
  - (5) 修理箇所の写真又は見取図
- 2 管理者は、前項に規定する書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その理由を付して、市長に届け出なければならない。
- 3 管理者は、修理を完了したときは、浦安市指定文化財修理完了届（別記第17号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- (1) 工事の概要書
  - (2) 精算書
  - (3) 修理の結果を示す写真又は見取図

(現状変更等の許可申請)

**第16条** 条例第17条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、浦安市指定文化財現状変更等許可申請書（別記第18号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(着手及び終了の報告)

**第17条** 許可申請者は、当該許可に係る現状の変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(現状変更の届出)

**第18条** 条例第17条第2項の規定による届出は、浦安市指定文化財現状変更等届（別記第19号様式）により行うものとする。

2 前項の規定による届出をした者には、前条の規定を準用する。

(維持の措置の範囲)

**第19条** 条例第17条第2項の規定による維持の措置の範囲は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 市指定有形文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財をその指定当時の原状（指定後において、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為について許可を受けたものにあつては、当該現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為が完了した後の原状）に復するとき。

(2) 市指定有形文化財が、き損し、又は滅失している場合において、当該き損又は滅失の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(修理の届出)

**第20条** 条例第18条第1項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財修理届（別記第20号様式）により行うものとする。

(修理終了の報告)

**第21条** 条例第18条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出を行つた者は、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

**第22条** 条例第24条（条例第42条において準用する場合を含む。）に規定する事由

は、保持者が市指定無形文化財の保存に影響を与える程度の心身の故障を起こした場合とし、同条の規定による届出は、浦安市指定文化財保持者死亡・氏名（名称）・住所変更届（別記第21号様式）により行うものとする。

（土地所在等の異動届出等）

**第23条** 条例第38条の規定による届出は、浦安市史跡名勝天然記念物所在地等異動届（別記第22号様式）により行うものとする。

2 前項の届出が土地の分筆に係るものであるときは、当該土地に係る土地台帳の謄本及び登記所に備えられた図面の写しを前項の届出書に添付する。

（台帳）

**第24条** 教育委員会は、市指定文化財に関する記録を整備するため、浦安市指定文化財台帳（別記第23号様式）を備えておくものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

（浦安町文化財保護条例施行規則の廃止）

2 浦安町文化財保護条例施行規則（昭和49年教委規則第2号）は、廃止する。

附 則（平成13年3月30日教委規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調製をして使用することができる。

○浦安市文化財審議会条例

昭和56年3月20日

条例第107号

改正 平成8年3月22日条例第9号

(設置)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に浦安市文化財審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保護及び活用に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員7人以内をもつて組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、文化財及び郷土に深い関心を有し、かつ、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

**第6条** 審議会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 委員長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(庶務)

**第 8 条** 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習部において処理する。

(平 8 条例 9 ・ 一部改正)

(規則への委任)

**第 9 条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

**附 則**

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

**附 則** (平成 8 年 3 月 22 日 条例 第 9 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

○浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例

昭和59年6月29日

条例第14号

改正 昭和62年6月27日条例第15号

(題名改称)

昭和63年9月29日条例第23号

平成17年6月28日条例第33号

令和4年3月23日条例第23号

(設置)

**第1条** 指定有形文化財である住宅を保存し、これを公開することにより市民の文化教養の向上に寄与するため、指定有形文化財住宅を設置する。

(昭62条例15・令4条例23・一部改正)

(名称及び位置)

**第2条** 指定有形文化財住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧宇田川家住宅	浦安市堀江三丁目4番8号
旧大塚家住宅	浦安市堀江三丁目3番1号

(昭62条例15・令4条例23・一部改正)

(開館時間及び休館日)

**第3条** 指定有形文化財住宅の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(平17条例33・全改、令4条例23・一部改正)

(入館料)

**第4条** 指定有形文化財住宅の入館料は、無料とする。

(昭62条例15・一部改正、昭63条例23・旧第5条繰上、平17条例33・旧第4条繰下、令4条例23・旧第6条繰上・一部改正)

(入館の制限)

**第5条** 浦安市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、指定有形文化財住宅を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 展示品等を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。



(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) その他指定有形文化財住宅の管理上支障があるとき。

(昭62条例15・一部改正、昭63条例23・旧第6条繰上、平17条例33・旧第5条繰下・一部改正、令4条例23・旧第7条繰上・一部改正)

(損害賠償)

**第6条** 入館者が指定有形文化財住宅の施設、設備又は資料を滅失又はき損したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(昭62条15・一部改正、昭63条例23・旧第7条繰上、平17条例33・旧第6条繰下、令4条例23・旧第8条繰上・一部改正)

(規則への委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例33・旧第8条繰下、令4条例23・旧第9条繰上)

#### 附 則

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

**附 則** (昭和62年6月27日条例第15号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

**附 則** (昭和63年9月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和63年教委規則第12号で昭和63年10月25日から施行)

**附 則** (平成17年6月28日条例第33号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年3月23日条例第23号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和59年6月30日

教委規則第10号

改正 昭和62年6月30日教委規則第4号

(題名改称)

平成16年2月20日教委規則第8号

令和4年3月30日教委規則第7号

(趣旨)

**第1条** この規則は、浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第14号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭62教委規則4・一部改正)

(開館時間)

**第2条** 指定有形文化財住宅の開館時間は、午前10時15分から午後4時までとする。ただし、12月1日から翌年の3月31日までの間は、午前10時15分から午後3時までとする。

2 前項の開館時間は、浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(昭62教委規則4・令4教委規則7・一部改正)

(休館日)

**第3条** 指定有形文化財住宅の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日及び木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日及び土曜日に当たる場合はその日後において、その日に最も近い休館日でない日）
- (3) 12月27日から翌年の1月4日までの日

(昭62教委規則4・平16教委規則8・令4教委規則7・一部改正)

(委任)

**第4条** この規則に定めるもののほか、指定有形文化財住宅の管理に関し必要な事

項は、教育委員会が別に定める。

(昭62教委規則4・令4教委規則7・一部改正)

**附 則**

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

**附 則** (昭和62年6月30日教委規則第4号)

この規則は、昭和62年7月1日から施行する。

**附 則** (平成16年2月20日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

**附 則** (令和4年3月30日教委規則第7号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度浦安市郷土博物館年報第22号

---

---

発行日 令和5年9月  
発行 浦安市郷土博物館  
〒279-0004 千葉県浦安市猫実 1-2-7  
Tel : 047-305-4300 Fax:047-305-7744  
編集・印刷 浦安市郷土博物館

---

---